

平成30年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

平成30年6月5日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 3時40分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 2号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 16 議案第 3号 平成30年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 17 議案第 4号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第 5号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第 6号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 20 議案第 7 号 平成30年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 21 議案第 8 号 財産の取得について
- 22 意見書案第1号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
- 23 意見書案第2号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書
- 24 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 25 意見書案第4号 地域材の利用拡大推進を求める意見書
- 26 議員の派遣について
- 27 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	山 田 真 人 君

企画振興課長	川	村	勝	幸	君
税務課長	柏	渕		茂	君
保健福祉課長	住	吉	英	勝	君
保健福祉課参事	千	葉	正	一	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金	丸	由起子		君
住民生活課長	島	田	宏	信	君
子育て支援課長	濱	野	尚	史	君
環境課長	山	本		憲	君
農林課長	寺	澤	英	樹	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	康	之	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長	角	野	雄	平	君
町民サービス課長兼 保健対策課長	池	田	仁	志	君
教育長	増	川	正	志	君
学校教育課長	安	藤		仁	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	渡	邊	義	教	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金	丸	孝	也	君
給食センター長	宮	崎		涉	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
国保病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消防長	東	谷	直	樹	君
消防署長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員

事務局長	菊	池	一	夫	君
次長兼 議事係長	村	本		政	君

次 長 兼
庶 務 係 長

喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
平成 29 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）
- 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
平成 28 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
平成 29 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 5 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
平成 29 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 6 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
平成 29 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
平成 29 年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
平成 29 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第 4 号）
- 9 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
平成 29 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 10 議案第 1 号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 2 号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 12 議案第 3 号 平成 30 年度森町一般会計補正予算（第 2 号）
- 13 議案第 4 号 平成 30 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 14 議案第 5 号 平成 30 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 15 議案第 6 号 平成 30 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 16 議案第 7 号 平成 30 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 17 議案第 8 号 財産の取得について
- 18 意見書案第 1 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務
教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、「子どもの
貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
- 19 意見書案第 2 号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の
教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含
めた見直しを求める意見書

- 2 0 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 2 1 意見書案第 4 号 地域材の利用拡大推進を求める意見書
- 2 2 議員の派遣について
- 2 3 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成30年第1回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切って入場されるようご協力をお願い申し上げます。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、河野文彦君、8番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日から6月6日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を申し上げます。

昨年12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告いたします。

なお、町内行事、町外行事の重立ったものを参考資料としてお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年の桜まつりは、さくらの開花が昨年より1日遅かったものの、連休前半の陽気により一気に満開となりました。連休後半は不規則な天候が続いたため、花びらの状況を心配しておりましたが、ほど良く保たれたことに安堵をしたところです。また、6日の歌謡ショーはあいにくの雨でしたが、たくさんの方々にご来場いただき、ご満足いただけたものと思っております。さらには、桜まつりが盛況裏に終えることができましたことに実行委員会を初め関係各位に改めて感謝を申し上げる次第でございます。特に今年は友好町50周年を迎える節目ということもあり、静岡県森町をご招待申し上げ、5月6日に青葉ヶ丘公園にて友好町提携50周年の記念植樹式をとり行いました。その後は、祭り会場において新茶の試飲と販売を兼ねて友好町のPRをしていただきました。また、議員の皆様にもご参加をいただきながら静岡県森町の太田町長、山本議長を初め村松副町長、亀澤副議長、静岡県森町観光協会の方々と歓談できたことは大変喜ばしいことであり、両町のきずながより一層強まったと考えているところであります。今後も観光、経済、文化、教育など幅広い交流と連携を強化し、両町の発展に努めてまいります。

次に、平成29年12月会議において森町北海道立林業大学校誘致期成会の設立についてご報告させていただきましたが、その後の経過について申し上げます。昨年12月11日に渡島総合振興局長へ、並びに26日には北海道庁を訪問し、水産林務部長へ誘致期成会設立の報告を行ってまいりました。北海道において示されている林業大学校設立の基本的な考え方では、市町村との連携強化や実習フィールドとして市町村有林を活用とすることがうたわれております。森町誘致期成会では渡島、檜山各市、町より連携協力をいただき、道南の魅力あふれる森林と特色のある林業の取り組みをPRしながら要望活動を進めていくことが有効であると総会において承認いただき、渡島、檜山各市町へ支援の要請を行ってまいりました。平成30年2月末には北海道立林業大学校基本構想案において人材育成の方針、教育内容、機関の概要などが具体的に示され、その内容を満たす要望書や提案資料の作成を進めてまいりました。要望書には渡島、檜山各市長、町長より森町を候補地とする自筆による署名、捺印をいただいた推薦書を添付し、4月25日に誘致期成会と渡島、檜山各町長13名にて提案資料とともに北海道へ提出してまいりました。さらに、5月14日には森町の優位性や道南地域の特性を盛り込んだ詳細な資料を同様に提出してきたところです。現在全道で13団体が大学校の誘致を要望しております。森町としても北海道が策定した基本構想の要件を満たし、町の優位性や道南地域の魅力をPRしながら林業大学校誘致に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、友好町との人事交流について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、友好町との人事交流についてでございます。昭和43年10月に当町と静岡県森町が友好協定を結んでから50年が経過しようとしております。また、平成27年6月には青森県外ヶ浜町とも友好協定が締結され、産業、文化、教育など幅広く友好を深め、3町のますますの発展が期待されているところです。特に静岡県森町とはこれまでに小中学生、青年、女性とさまざまな年代で交流を図り、成果も上がっております。まちづくりは人づくりと言われております。私は、さらなる発展を望むためには友好町の職員との人事交流してはと思っております。一定期間それぞれの町に住み、産業、文化、教育、人々との触れ合いを通して、それぞれの町の良いところを吸収することにより職員も一段と成長し、その経験を生かして我が町に貢献できるものと思っております。町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

静岡県森町、青森県外ヶ浜町、両町とはさまざまな分野での交流の機会を設けながらお互いの町のますますの発展を期待しているところでございます。今年度におきましては、静岡県森町と友好町提携50周年の記念の年を迎え、今後におきましても両町とのさらなる友好関係を築いてまいります。人事交流につきましては、さまざまな情報を吸収し、経験したことを生かして職員が成長し、町に還元できる方法の一つです。当町におきましても平成25年度から北海道を初め北海道後期高齢者医療広域連合や北海道経済産業局へ継続して職員を派遣しており、今後の成長と活躍を期待しているところです。

さて、当町を含め各自治体におきましては事務事業の見直しや退職者不補充などにより職員数の削減を実施してきております。近年は、新規採用希望者の減少も見受けられますが、職員の人事配置や年齢構成などを考慮し、また相手方の状況を踏まえた中で友好町間の人事交流実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 前向きな答弁、まずありがとうございます。

それで、一つの事例といたしまして、これは4月25日の新聞に掲載されたものでございます。これは、七飯町で香川県三木町というところで友好町を締結しているそうでござい

まして、これまで七飯町に来た職員が5人目だと、今年来た職員で5人目だということで、実は七飯町に行ってきました。これどうなのだと、成果のほどはと。これまでそういうようなことで行ったり来たりやっているのだけれども、やはりそれぞれの町のいいところを吸収してきているのは事実だと。それ即どうのこうのということにはならないにしても、やはり長い目で見ていくといいのかなと、そういうふうに思っていますよというご意見もいただいてきました。まず、森町も長年のこの交流期間というの経過していますので、その中の一端として、町長の言う職員の削減で人的なこともありますけれども、ぜひそれに向けてやっていただきたいのと、このように思っております。また、町長、相手のあることですから、こちらが幾ら望んでもそういかない場合も多々あります。何とか町長、両町に行く機会、いろいろあると思いますけれども、そういう機会を捉えまして、先方の町長さんなり議長さんなりにお会いして、森の意向も伝えていただければありがたいのと、このように思っております。それで、その中で今よく話題になっております婚活なんかも含めてやったらどうかと、こう思っているのです。前に青年の人のそういう交流がありまして、結婚した方もいたというお話も過去に聞いております。そういうような中で、いろいろそういうものも含めながらやっぱり双方の町が発展につながるような友好、親善を深めていただきたいと、こう思っております。

それで、町長に全く申しわけないのだけれども、前向きな答弁いただいたのだけれども、やはりこれいつまでもまた期間かかるのもあれだし、なるべく事というのは、いいことはなるべく早く進めていただきたいと、こう思っているのですけれども、町長の考え方として、言われてもすぐなるわけではないのだけれども、そういうようなことでどのぐらいの期間をめどに良くて悪くても結論をいただけるのかなと期待しておりますので、その辺についてはいかななものございましょう。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

先ほど最初の答弁でも申し上げましたけれども、やはりお互い友好町同士、それぞれに上級官庁といろいろと人事交流、または人的派遣をしたり、来ていただいたりという、そういうことをして、まず職員の資質向上、スキルアップを図っている。これは議員の皆さん方もおわかりかなと、そのように思っております。そして、生まれたところではない、違うところへ行ったときに必ず新しいいろんな勉強されて帰ってきますから、これによって職員の資質の向上や今までこちらの北の森町では考えられなかったそういうアイデアが生まれる場合もあると。これ私も非常に大事なことだなと。そういうことから、うちの職員に対してもいろんなところへ機会があったら派遣をして、体験をして、戻ってくる。それを自分だけのものにしない。また、部下に伝えたり、上司に報告したり、何かのアイデアとして取り組んでいただいたり、それ実際の庁内の現場でもそういう状況が見受けられております。これからも本当にそこは期待したいと、そのように思っております。

そういう中で、まずいつごろこの実現できるかということで、やはり黒田議員もご存じのように相手方もあることです。あと、私どもの職員の中である程度、余裕と言ったら申

しわけありませんけれども、人的に余裕がないとこちらからということもお話もできないな、そういうふうな状況でございます。それなので、機会あったら太田町長さんとまずはお話をさせていただくと。そこから始まって、先方も本庁、総務省に人を派遣したり、また外ヶ浜町でも水産庁に直接派遣したりしています。県庁を通り越して国の中枢との交流を図っていると、こういう状況でございますので、まずは少し町長方と機会があったらこういう話をしてみて、その後お互いにやっぱり人の誰がいい、これがいい、彼がいいとか、人を選定するのに人的な余裕が必要な状態ですから、そこを含めて今後ちょっと調整を図っていききたいな、そのように思っております。なかなかこれが来年やるよとか5年後にやりますよという、それは遅過ぎるのかもしれませんが、まず、機会を見て、それ以外にでも、例えばこちらで桜まつりがあったときは向こうから職員さんが来て、そして2日ぐらいおりますから、うちの同じような課と交流を図ったり、またうちからは先方の2万人まつりに人材として2日ぐらい行かせたりという中で結構深い交流にはつながっております。機会を見てそういうことも含めながら進めて、そして先ほども申し上げましたけれども、町長とのこの交流の話はまずは2人で話しして、それから進めていきたいなと、そのように思っております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 友好町との人事交流についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、森町の公共施設等の整理整頓の実施について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私のほうから1問通告に従い質問いたします。

森町の公共施設等の整理整頓の実施について。高度経済成長期から建築、建設された各公共施設は、既に三十数年を経過し、相当老朽化が進んでいるのが現状であります。平成28年5月に北海道耐震改修促進計画が改定されまして、再来年度、平成32年度までに耐震化率95%という目標が掲げられております。促進基準は昭和56年5月以前のもの、1981年以前のものでございます。森町の場合、公共施設192施設のうち耐震性ありが106施設で55.2%となっております。森町の公共施設等総合管理計画では、これは平成28年2月に作成されておりますが、公共施設診断の対象となる評価項目を参考として更新、改修実施方針が定められているものでございます。公営住宅、職員住宅、教員住宅、保育所、特養、休校した各学校等々の維持管理費は相当な財源を消費しており、これらは早目に是正すべき問題であると考えております。必要に応じまして改修もあり得ますが、用途等により統合、廃止、改築の必要性が出てまいります。また、社会情勢の変化や施設の老朽化に伴いましてそろそろ特別養護老人ホーム等は民間委託等を考慮すべき時期に入っているのではないのでしょうか。さらには、役場庁舎等は補修、補強よりも図書館、文化ホール、公民館、郷

土館等々を含めた町民が利用しやすい、また使用しやすい複合施設を検討すべきと思慮しております。新築、改築、廃棄等と分類しまして、今後の森町の将来人口を念頭に入れて、また地震等の災害にも対応すべく公共施設等の徹底した整理整頓をすべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

全国的に建築から30年を経過した公共施設等の数が増えてきております。当町においても老朽化する公共施設等に係る建てかえや改修等の更新費用も増加していくことに加え、人口減少等の要因から利用、需要の低下が予見されております。このような状況を踏まえ、平成28年2月、当町の施設の維持管理や建てかえに係る経費の試算と人口の推計値をもとに公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うため、森町公共施設等総合管理計画を作成しております。この計画の中において、施設総量の削減や用途の重複の見直し、施設の複合化の検討を掲げているところです。個別の公共施設の新築、改築、除去などの方向性につきましては、公共施設等総合管理計画で整理された施設類型ごとの課題や個別基本方針をもとにそれぞれの施設が有する機能や利用状況を初め町民の利便性や維持管理費などさまざまな観点から考慮し、議論されることが適切であると考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（山田 誠君） 町長、もう少し具体的にお願いできませんか。いろいろ、例えば公営住宅等々についても施設の長寿命化、これもあります。改修、更新図るとしましても耐震性が果たして保てるのかどうか、または利用率がどうか、今の話題、常盤の柏のほうも見てもまばらの入居しかない。これは、やっぱりいかなものかなと私思うのでございます。耐震度補強する場合についてもやっぱり費用対効果も考えなければならない。今町長もちょっと触れていましたけれども、将来人口の見通し、これ2060年、管理計画では約1万人と見ている。相当数減っていくわけです。だから、町長、これ実態、現実をやっぱり直視した上で将来を見据えた行政執行が不可欠だろうと、私はそう思っております。人口減少になれば当然税収も減ります。一番大きいのは交付税が大幅に減る。今のようなものにはならない。相当な減額を予想しなければならない。要するに行き着くところは行財政改革が出てくるということになるわけでございます。やはり遊休化している建物等々、維持管理費が相当かかっている。火災保険から電気料から何から相当な無駄な経費がかかっている。これは、やっぱり町長、早目に整理整頓するべきだと思います。先ほど申し上げたように、役場庁舎等の建設についてはやっぱり大規模な複合施設の取り入れというものを考えていくべきだ。これ町長もあちこちお仕事で回っていますけれども、やはり浦河町あたり行くと相当な複合施設がある。それから、上士幌町、もう昨年ですか、行ってきましたけれども、認定こども園等々に行けば、隣には子育て支援センター、または隣には図書館、いろいろ社会福祉協議会も皆入っているわけ。そういうふうな町民がばらばら行

くのではなくて、そこに1カ所に行ったら全て用事が足せるというスタイルの行政システムをやっぱり構築していくべきだろうと、そういうふうに思っております。また、さっき特別養護老人ホーム、ちょっと触れていませんでしたけれども、やっぱり直営でやっているのは、町長もご存じだろうと思うのですが、渡島、檜山でも木古内町と森町だけ。これも、先ほど言ったように、相当老朽化しておる。さくらの園は58年度、昭和58年に建設されたもので、相当狭隘化しておりまして、老朽化も進んでいると。これは当然時期が来たら建てかえをしなければならないというふうに私も思っておりますが、ほかの町村見るとほとんど社協が主体運営を行っている。森町は直営でやっている。毎年繰出金が年々増加していく。やはりもう少し経済性を考えていくべきだろうと、私はそう思うのですが、あと学校等々についても石谷、石倉、赤井川、これらも相当遊休、休校になってから時間がたっていると。もう少し用途変更というか、休校ですから、ないですけれども、先般のテレビ見ましたら、木工製品の製作所とか集団的な食堂をやるとかいろんな模索があるわけなので、大げさに大々的に宣伝したら来たいという方も結構いると思うのです。その辺も含めていろんな面で町の活性化を図っていくべきだろうと私は思っていますので、やはり今言ったもろもろについては早目に整理整頓して、無駄な財源を消費するべきでないと、そういうふうに思いますので、再度町長のお考えをお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

個々の事例と申しますか、町の保有する施設に関して、やはり公営住宅ではほとんど入居されていない、そういう住宅もございます。ただ、またほかの学校関係にしても今後そのまま使うということにはならない施設もございます。これについては、次の第2次森町総合開発振興計画、この中において、ただ解体するだけでは一般財源の持ち出し、費用対効果を考えると、議員もご存じのとおりは無駄な、正直言ってちょっともったいないお金が出てまいります。ですから、その後の活用も当然考えていかなければならないと、そういうふうに私は考えてございます。そういう中で個々の施設に関しては、今も団地としてほとんど入居されていないところもありますが、各棟に1人ずつが入居されていると。この方々に当然移動していただいて、そこを後々町としてどういうプランを立てていくのかというのが大事でございます。具体的に取り組んではおりませんけれども、計画としてはいろんな計画を立てて、まだ具体化はしておらないものの、今後皆さん方にも相談していく、そういった場面も出てまいります。また、学校関係についても休校されている部分は、以前にもこういったご質問来ていましたけれども、今は避難所として当然利用する部分もございまして、100%どこかに委託する、もしくは貸し出すというのはちょっと無理でございまして。いろんな条件の中で利用できるもの、それから先ほど行政報告をさせていただきました林業大学校、これについても休校の校舎を活用していただけるように内容は提案してございます。こういったことで、とにかく有効活用を図る、もしくはそこに町外からのいろんな企業や、また学校やら町に活性化をもたらすような施設の活用方法があれば、提供してあげることも一つの視野に入れてございます。

そしてまた、老人ホームのさくらの園でございますけれども、そろそろという言い方議員されていますけれども、まだ内容的には十分整っていない状況でございます。というのは、私はあそこ民営化はやらないということで今まずは一旦阻止をいたしました。その後、今あそこは、特別養護老人ホームは要介護度3以上の方々と入居できない、そういう施設に固定されてございます。民間の施設で要介護度3以上の方々というのはほとんど、申しわけありませんけれども、受け入れできないというか、受け入れしたくない、採算としては手間がかかる方々ですから、最終的にはこれは特別養護老人ホームで見なければいけない。そこに当然町営、直営であるからこそそういう今まで町に尽くしてこられた先輩方を十分に面倒見てあげれると、そういう状況もございます。ですから、民間移管がいいのかということではなくて、トータルとしてその施設はどのような効果を発揮して、そしてきちんとそれを維持していけばいいのですから、いいのですからということではなく、無駄なお金を出しているわけでありません。当然町の職員がいるから報酬が高いということで皆さん方採算が合わない。では、赤字ではダメなのですかということも1つでは議論しなければならない。ある程度の費用が支出を上回っても、支出が歳入を上回ってもやはりやらなければならない、行政でなければ面倒が見れないというところがあるのです。病院だってそのとおりです。病院なければここに皆さん住めますかといったら、病院なくなったら住めないのです。病院を黒字にするためにはよっぽど、今はかなり改善しました。改善して、内容も良くなっていますけれども、これを黒字化するというのはかなり高度な医療や当然外科手術やそういう施術をしなければいけない。それはどこに返ってくるかといったら、患者さんや国保にかかってくるのです。ですから、トータルバランスとして許される部分、そしてこれはちょっと支出が多過ぎるな、過大な、負担が町に対して多過ぎるなというときは、そのときには当然考えるべきものであって、今現在そろそろいいかとか年数たったからいいかと、そういう言い方は私はするべきではないと、そのように思います。町としては、全体の老朽化した施設の改修、もちろん役場庁舎、それからこの議場もそのとおりです。耐震化を満たしておりません、今現在の基準。そういうところでずっと使うというのは当然いつかの時点で改修はしなければならない。そういうときには、議員のご質問にもありますように複合施設は当然有効的な、合理的な施設運営に資するものですから、ここは当然のように考えていくべきだと、そのように思います。今現在でも幼児施設、幼稚園、保育所についてもこれから幼児の教育関係を今後どうするかという計画で進んでおりますので、そういう中で恐らく全てを新しくするのではなく、今後どういうふうに合理化できるかというのを保護者も含めて議論がされていく中で、例えば4つが3つになるのか、そういうふうに進んでいくものと私は思っております。そのために我々は何をするか。そういうふうにしたときに有利な財源、町から一般財源として持ち出さない、そういう有利な試算を求めながら中央省庁との連携を深めていくというのが大事なのかなと、そのように思います。そういう点で例を申し上げますと、昨年完成いたしました森漁業協同組合の施設というのは本人たちの、漁組の負担が3分の1で9億を

超える施設が構造できたということで大変いいことだったなと、そのように思っております。これからもそういう有利な財源、そして町として全体計画を見ながらいかないと、その部分、部分だけを考えて進んだ場合には全然最終的にばらばらになってしまうなど、そういうふうにと考えるとこです。

そして、例を挙げておりました浦河町は30年以上前から町の全体計画をつくりながら施設を配置して、できる年、できる年にそれぞれの施設をつくって、30年たってあのような形になったということを皆さんもご存じかもしれませんが、我々も見習って、今壊れたから、すぐそこだけを直すのでなくて、将来森町としてこういうところにこういう施設が欲しいなと、そういうきちんとした総合計画というのは今現在形としてないわけですから、そこを町民と、また議員の皆さん方と相談してつくり上げると。つくり上げるまでいくかどうかわかりませんが、何とかその形をつくって、その年、そのときにリーダーとしてやっている方々が有利な条件の中でどこを整備して、最後にすばらしい住みやすい森町になるかというのを考えていくべきだと、そのように思っております。今後もそういうことで全く野方図で施設の運営経費をずっと持ち出ししているわけではございません。電気はとめるものはとめる、それから施設として有利なものはそのまんま続けながら、そして考えていきたいと、そのように思っております。

以上、再質問の答弁といたします。以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 最初の答弁と後の答弁は大分変わってきているのわかりますけれども、町長、今いろいろ最後のほうにお話ししたようにやっぱりうちの場合は管理計画も総合計画もあるのですが、惜しいかな、実施計画がないです。計画は誰でもどこでもつくれる。やっぱり計画も大切ですが、それに基づいて実施計画をやるわけですから、もう少し町民の目に見えるような行動というか、行政の計らいを見せていただければなおありがたいなと、こう思っています。やはりさっきの特養についても町長最初に来たときに民間は給食からあれからやらないよと。わかっています、それは。わかっていますけれども、やっぱり時代の要請、経済状況等々いろいろ変わってきますとそういうことばかり言っていられないです。先立つものは何だということは町長よく知っているはずなんですけれども、さっき言ったように、だからさっき一番最初の質問者のとおり職員をそういう、優秀な市町村と言ったらおかしいですけども、先進的な町村にやっぱり視察研修させて、どういうふうになっているかということを勉強させるのも一つの手だと思うのです。そういう経験のない方がデスクでデスクワークやったっていい答え出てこないのです。その辺だけちょっと気がかりだなと思っています。

それと、合理化するのであれば、やっぱりきちっとした対応をしていかないと。さっき言ったように、計画だけではだめなのです。さっき公営住宅1人か2人しか入っていないと。これ民間会社だったらどうしますか。そういうことでなくて、やはりあくまでも町長は森町の町民のトップなのだから、町民の方々が幸せに、生きがいのある町を目指してい

ただきたいと願っているわけなのです。そうすると、何が必要かといったら、やっぱり財源が必要です。時代が、時間が過ぎるとその補助制度もなくなる。だから、そのなくなった後にそういうものを建てるといったってそれなかなか難しいと、今の時代に。2,000万や3,000万でできるわけでない。全て億単位かけないとできないわけですから、だから町長、その辺だけをもう少し考慮していただいてやっていただかないと困るのです。民間に移せるものは移すべきだと思う。さっき言ったように、病院だとか、そういうものであれば民間に移すといったってなかなか無理。この前の新聞等々見ましても函館市立病院、職員の手当カットです。もうそういう時代に入ってきた。公務員だからってのほほんとしている時代でないのです。職員がそれぞれ考えて、企画して、よく討議して、そしてやるべきだと、私はそう思うのです。そうしないと、町長、この公共施設の整理整頓というのはなかなか進んでいかないです、これ。その辺もう少し深く考えていただいて、先ほど言ったように、現実を直視した格好で進めていただければなと思っていますけれども、再度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

民間の会社、企業のいろんなやり方は本当に進んでいく途中でもし何か変化があったらすぐさま方向を変える、そういう柔軟なやり方がまずできます。町としてそういったきちんと計画を立てないと、実施計画がないというのは確かに森町として今後もう少し踏み込んだ形が必要かなと、そういうふうに私は考えます。そういう中で、ある程度つくったときにそれでも時代の流れによってはそこを若干変化させることが必要になる場合もあります。今は公営住宅に関してお話しさせていただければ、今のみどりヶ丘団地と度杭崎団地でほとんどの住民の方々はこれで間に合います。だから、あとは移っていただければいいのですが、家賃の変化がございますので、そこは強制的に我々から移すということにはなりませんので、途中である地域の解体作業が滞っていると、そういう部分もございます。しかし、でもその跡地利用や例えば何か町としての政策的にそこに新しいものを考えていくのだと、そういうときには含めて合理的に整理できるかな、そういうふうに考える次第です。あと、いろいろとお話の中でたくさん出てきていますけれども、やっぱり福祉関係の民営化というものは本当に慎重にやらなければ、計画どおりいくものではございません。皆さん、山田議員もご存じのように先般某市のそういう福祉施設に対してスムーズな流れではなく、なかなかうまくいかなかったと。今特別養護老人ホームにして考えますと、もう少し慎重にして、そして今後状況見ながらちゃんと推移をさせないと、民間に委託しようと思いましたが、そしたら頓挫しました、そんな無責任なことはできませんので、今はまだ町としてそういう重篤な介護が必要な方々は見るべきかなと、そういうふうに思います。ただ、施設としてはかなり老朽化が進んでおりますので、どこかで何かいいきっかけと申しますか、いい財源か、そういうプランの中で少し施設の改修は考えていかなければならない時期になっています。余りこれをずっとおいておきますと逆にとんでもなくお金がかかるようになったり、もしくは全く施設が使い物にならなかったりということがござ

いますので、これはやっぱり避けなければならないと思います。いずれにしても、いろんなことを勘案しながら、議員も恐らく考えの中で十分ご理解できることと、そのように思いますけれども、やはり具体的に将来の構造、これが例えばよく比較されるほかの町では1個、真ん中に1カ所複合施設つくって、全部これで用事済んでいるのだよと。我が町がそれとちょうど合えばいいですけども、これだけ3方向に広い町の中で真ん中に1個だけで、では便利になりましたよと、そういうことはないと思いますので、やはり町の方々の利便性も考えながら計画的に進めていくのが大事だなと、そのように思います。今現在我々も考えているのは、教育委員会とも相談しながら、幼児教育施設です。ここ子育て支援課も設置いたしました。今後これは当然今までどおりばらばらのままでは今の施設も考えても良くないと。これを今後きちんと具体的に形にして、皆さん方にも相談させていただきたいと、そのように思います。これからも町の施設、それから経費の削減に対しては努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町の公共施設等の整理整頓の実施についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、町道の補修、舗装工事について、公共施設の受動喫煙防止対策について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

まず初めに、町道の補修、舗装工事について行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、1つ目、町道の補修、舗装工事について質問いたします。

今年の雪解け時期には、道路のでこぼこがあちこちで問題となりました。車のパンクや傷み、歩行者へのはね水など国道を初めあちこちでいろいろな被害が報じられましたが、国道はかなり補修され、見違えるほどのところもあります。しかし、我が森町の町道はいかがでしょうか。4月下旬の町内会のクリーン作戦時に町道の傷みのひどさが目につきました。それから、よく通る町道を気をつけて見るようにしてきましたが、穴やひび割れをしている箇所があちこちに見受けられました。その都度町民からの要請や要望に応じて補修することはもちろんのことですが、町道の管理者として雪解け時に全町の町道を点検して、できるだけ速やかに計画的に必要な補修を進める必要があるのではないのでしょうか。また、今年度は森川と上台の町道の一部が舗装することになっていますが、予算化されていますので。町道の舗装化も引き続き計画的に進める必要があると思っています。とりわけ森保育所前の舗装化は、長年の懸案事項にもなっているかと思います。保育所の移転や改築の計画がしばらく考えられていないならばなおさらのこと、子供たちの送り迎えに多くの父母や関係者が車で往来する場所を長年にわたって放置しておくのはいかかかと思います。優先的に舗装化すべき町道の計画的推進を進める必要があると思います。その優先順からして、森保育所前の舗装化は早急に取り組むべきだと思います。春先の町道の点検とそれに伴う迅速で計画的な補修工事、森保育所前の舗装を初めとする計画的な優先順に基

づく町道の舗装化について町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

今年の融雪期は町道に限らず国道、道道などにおいても舗装路面の損傷が著しく、多数の穴が発生しました。町道の中でも穴の深いものや雪解けまで待てない緊急を要する箇所につきましては、その都度アスファルト合材による穴埋めで対応いたしました。その後、5月に2件の舗装、補修工事を発注済みで、順次現在補修予定であります。また、雪解け後の点検につきましても除雪で損傷した道路施設や砂利道を中心に行い、順次補修整備を実施しております。

さて、森保育所前の清澄町2号線の道路改良につきましては、長年の懸案事項であり、計画としてはあるものの、地形的な問題や費用面において困難な路線であり、実現には至っておりませんが、年に数回グレーダーなどによる整備を初め碎石補充及び防じん処理を実施して対応しております。計画的な舗装化においても排水設備、路盤改良、舗装工事と多額の費用を要することや用地処理、補償問題など長期にわたるケースもあることから、明確な優先順位はありませんが、適状に達した箇所から事業化を進める考えであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） まず、舗装の修理の部分なのですが、随時緊急の部分については対応しているということなのですが、私もせんだって、先ほど言いましたように、幾つか気になる場所があったものですから、どういう状況になっているのかというふうにして見て回ったのですが、私が確認したところ、町長が5月になってから2カ所補修されたというのが、その場所かどうかかわからないですけれども、新川の憩いの家の前の穴ぼこは塞がっていました。それと、森川の優先時の駐車場の向かい側の工事なのですが、第2中の川のほうに向かう工事なのですが、その穴ぼこも塞がっているのです、そのことなのかなというふうにして思ったのですが、まだかなりの部分の穴ぼこが残っている状況なのです。特に私自身がこの森川のクリーン作戦の件で気になったというところのお話を先ほど質問で出したのですが、そこはいわゆる通学路ですから、子供たちは車道を通りませんので、歩道ですから、直接的には道路のほうの車の対応ですから、あれなのですが、はね水とかということから考えると、歩道を歩く子供たちにとってでこぼこがあればそういう被害があることは十分推察できることだろうと思うのですが、森林組合の前の部分がかかなり傷みがひどい状況になっています。また、上台でいけば屯こうの飲食店がありますけれども、あそこの前にもかなり大きな穴があったり、先ほど言った新川の憩いの家のところは穴ぼこは塞がったのですが、それよりもちょっと駒ヶ岳寄りというか、新川保育所からおりていった踏切手前の道路もかなりのでこぼこがあるという。今言った部分にかかわってはそれなりの交通量もあるということなので、町が優先的に取り組むというあたりの基準がどういうところになるのかということも含めて、どういう基準で優先的にやっていくのかというあたりを明確にさせていただきながら、

できるだけ早急にそういう状況を把握して、適宜補修していくという対策をぜひとるべきではないかなというふうにして思っているところです。

それと、保育所の部分なのですが、保育所の舗装の件なのですけれども、町長もおっしゃられたように、長年の課題になっていると。だけれども、なかなかそれが実現していないという……

(何事か言う者あり)

○6番(檀上美緒子君) それを計画的にどういう基準でそれこそ優先順にしているのかというあたりを明確にしてほしいということです。

保育所の部分についてももう少し明確にできない理由を明らかにしてほしいと思うのですが、ここの部分については優先順位からいってもかなり上位に上がる道路ではないかなというふうにして思っているのですけれども、そのあたり再質問させていただきます。

○町長(梶谷恵造君) 再質問にお答えいたします。

今年の冬と申しますか、昨年の冬につきましては、まずかなり異常なぐらいの状況だったのかな、そのように思います。これは、町道に限らず国道、道道、特に大穴があいて、この対応には国の関係も道の関係も皆さん走り回っております。しかし、その中で道でも国でもまだ十分改修が終わっていないところがたくさんあります。議員の見る範囲もありますし、ほかの方々が歩いていて気づいたところはうちの担当課に話しながら、たとえ道道であっても町民が多く使う部分で緊急性を要する場合は町で逆に手をかけています。そういう箇所もございます。要請もしますけれども、それぞれにやっぱり皆さん予算を持ちながら執行されているので、これはなかなか簡単にはいかないのかなと。一長一短にはいかないのかな。

それから、全ての箇所を一気に補修するというのはまず無理でございます。そして、今まで亀裂が若干入ってしまったと。今までは、昨年までは何ともなかった。しかし、これだけ凍結が多いとやっぱりすき間に水が入り込んで、凍った場合に大きな穴にだんだん広がっていくと、そういうことがございますので、これは都度、運転する方々にも、本当はこんなこと言いたくありませんが、気をつけて運転していただいて、なるべくよけながら運転していただけるのが幸いですけれども、町道走行して、最悪壊れた場合には町の保険でもって対応してございます。今も、現在も外注に出すところは外注に出して、そして自前の建設課の作業員で補修する部分も歩きながら、町内、とにかくお話が聞こえた部分でこれは早急に対応が必要だと思うところには早期に対応している状況です。そして、このようなお話、逆に私よく町内会などでもお話しするのですけれども、町内会の会長さんやそういうところから担当課に直接電話いただければ即対応できる状況ですので、わざわざここまで持ち込まないで、早目にお話ししてください。これについては以上です。

そしてまた、保育所についてですけれども、保育所前の道路につきましては簡単に舗装すればいいということではないと。舗装した場合に雪解けの凍った路面をどうするか。あちから車が上ってこれなくなります。それから、正面をもっとではなだらかに削ったら

どうかと申しますと、その入り口のお宅が段差がついて、車の出入りできなくなります。いろんな問題、それから削り方、それから盛り方によってはそこにこれから入る下水道工事やいろんな要因があるのです。ですから、一番最初に質問で答え申し上げたようにいろんなことを考えて、今までも計画はつくってきました。しかし、その下に昔から住んでいる方々、それから入り口に住んでいる方、そういった方々を全体を考えるとすぐ舗装することにはならない。また、全部を例えばロードヒーティングをかけながら、維持管理費用かけながらそこに舗装するという方法もありますけれども、そこまで費用をかけてやれるだけの余裕の財源は正直町にありません。そして、先ほど同僚議員の答弁にも出てきましたけれども、公共施設の合理化として、今幼稚園、保育所については計画を進めている最中でございます。そういう中で、では舗装しなくてもいいかということにはなりませんけれども、あそこを通る保育所に子供さんを送ってくる車の量というのは将来的に減少する可能性もございますので、そういったことも一方で考えながら、でこぼこになったり段々ができたときには町のグレーダーやショベルを使って、常に走行できる状態を保っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、ちょっと注意しておくけれども、一般質問で特定の地区の道路とか、そういうものの直してほしいとか、もしくはその類いの質問というのは一般質問になじみませんので、そういうことにかかわりないような総合的な政策的なことで質問であれば許します。

○6番（檀上美緒子君） 今の町長の答弁では、町内会等を中心にしながら、または住民からの要望があればわざわざこういう議会の中で取り上げなくても十分対応するというようなことで理解しましたので、ぜひそういう形でお願いしたいと思うのですが、私としては、先ほども言いましたように、町側として町道を管理する責任として、それこそ優先順位をきちんと、利用頻度も含めてなのですけれども、補修しなければならない、傷みぐあいも含めてなのですが、そういう基準をやっぱり明確に持って、計画的な補修または舗装ということをするべきではないかというふうにして考えていますので、そこについてもう一度ご答弁お願いしたいなと思っています。

それと、あわせて補修の部分と若干変わるのかもわかりませんが、白線の部分もかなり薄くなっている道路も見られるわけです。ですから、そういう全体的な町道の管理という、管理責任者としての点検、そして補修並びにそういう塗装というようなこともぜひ計画的に進めるべきではないかというふうにして思っているのですが、そのあたり再々質問お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

これまでも町道に対しましては計画的に、そして余りにも傷みの激しいところは改修を順番にしたり、オーバーレイをしたりというふうにはやってまいりました。まだまだ道路だけではなくて、側溝もぼろぼろになってきて、ふたがおさまらない、ふたがひっかかると

ころが欠けているような、そういう場所もございますので、それも含めてうちの直営部分、もしくは補修を外注しながら今現在対応しているところです。先ほども申しましたけれども、全体を一度にやるということはまず難しいです。そして、定期的に補修をと申しておりますけれども、傷むのが、後からやったところが先に傷む場合もあります。ですから、これは補修に関しては年度年度の予算内でできる限り速やかに町民が通行するのに妨げにならないような、そういう計画を持ちながら進めていきたいと思っております。

また、町全体でまだまだ道路、未舗装の部分もたくさんあったり、幅の狭い状態で、これはきちんと整備したほうが、整備する必要がある場所というのも中にごございますので、そういうところを、そういう計画とあわせながら舗装の改修だとか、そういうところにつなげていく場合もございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町道の補修、舗装工事についてを終わります。

次に、公共施設の受動喫煙防止対策についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） 2問目お願いいたします。

公共施設の受動喫煙防止対策について。森町では去年の6月1日より役場庁舎など町が所有する施設において建物内全面禁煙に向けた取り組みを順次実施してまいります、町民の皆さんのご協力をお願いしますと広報紙もりに掲載しました。そして、実際に議会ロビーにあった喫煙コーナーから灰皿等が撤去されたことは、愛煙家にとっては憩いの場が奪われた感があったかもしれませんが、とてもすっきりとした感じになりました。しかし、建物内全面禁煙は順次実施ということからか、建物内全面実施となっているのは病院や学校、さくらの園等といった施設であり、役場本庁舎は屋上に喫煙所を設置しており、町内にある会館は管理を委託している町内会に分煙、禁煙化の判断を任せてのスタートとなっています。国のほうでも飲食店初め営業への影響からいまだ結論は出ていませんが、2020年までには何とかしようとの動きとなっています。健康面から考えて、喫煙の害悪は医学的に明らかとなっています。とりわけ成長著しい胎児や乳幼児、子供たちへの影響は重大です。しかも、受動喫煙という本人にはどうしようもない状況下に置くことは絶対に避けるべきです。だからこそ森町においても順次のただし書きつきですが、建物内全面禁煙をうたっているわけです。2年前になりますが、いじめ防止条例を森町として制定しています。条例を制定したからいじめがなくなるというものではありませんが、いじめを許さない、いじめから守るという町としての姿勢や対応をはっきりと打ち出し、町民との合意を得ることに条例制定の意味があると思っております。受動喫煙防止も同様で、町としての姿勢、対応をはっきりと示し、町民の合意で具体的な公共施設の建物内全面禁煙に向けた計画的取り組みをすることが必要と考えます。受動喫煙防止条例を制定し、町民の合意形成に努め、公共施設の建物内全面禁煙のできるだけ早期実現に向けた計画的取り組みを進める必要があると思っておりますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

受動喫煙が周囲の方に与える影響を考慮し、当町におきましては平成29年6月1日より受動喫煙防止対策として町が所有する施設において町民の皆さんのご協力をいただきながら建物内全面禁煙に向けて順次取り組んでおります。既に建物内全面禁煙としている施設もありますが、国では望まない受動喫煙防止を図るため3月に健康増進法の一部改正を閣議決定しております。

さて、町の職員も含め喫煙者の皆さんには加熱式たばこへの切りかえなど周囲への配慮を検討される方々も年々増加しており、喫煙マナーは大幅に向上していると捉えております。町といたしましては、喫煙者の皆様の存在も考慮しなければならないと考えております。現段階で条例制定などについては予定しておりませんが、今後におきましても国の動向を含め各施設の利用実態などを踏まえながらたばこを吸う方、吸わない方、両者の環境改善に向け、継続して順次取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 非常に残念な答弁だなというふうにして思ったのですが、国でさえというか、2020年、再来年です。再来年の4月1日に全面実施の方向で今法改正をしていると。ただし、飲食店関係のいわゆる、先ほども言いましたように、営業関係で面積がどうだとかというようなことで分煙だとかという表示も含めていろいろ考えられているところかと思うのですが、今私が問題にしているのは少なくとも公共施設なのです。公共施設にかかわっては、国のほうとしてもそれこそ2019年には何とか全面実施というふうな方向性を打ち出しているわけです。ということは、来年なのです、2019年ということは。ということであれば、森町として全面禁止を目指して順次ということでスタートしたのが去年ですから、今年は2年目になるわけです。3年目でほぼ公共施設の中で建物内全面禁煙ということを目指すとしたら、それなりの方向性という、準備というものを私は明確にしていく必要があるのではないかなというふうにして思うわけです。今の町長の話であれば、喫煙者のことも考えてということなのですが、もちろん喫煙者のことも考えた上で建物内の禁煙、ちょっといろいろ聞いたところでは敷地内も禁煙にしている場所も森町にはありますよね。だけれども、建物内は禁煙だけれども、敷地内はオーケーですというところも数多くあります。だから、私は少なくとも建物内における禁煙、受動喫煙を防止するためには建物内の禁煙というのは非常に重要なものがあるだろうと思っています。そういうような観点からして、あしたそれこそ保健センターで肺がんの講演会も行われるわけですが、そういう取り組みを片方でやっていながら、なかなか公共施設の中の全面禁煙に一步踏み出すという、もう一步踏み出していくという取り組みが非常に弱いのが今の町長の答弁の中でうかがえたのです。もう既に美唄市などでは条例を制定しているところも市町村単位であるわけです。ですから、先ほどお話ししたように、いじめ防止と同じようにまず町民向けに自分たちの健康も含めてしっかり受動喫煙をなくしていこうという、そういう意思表示を明確にする上でのやっぱり条例の制定というのは前向きに検討するべ

きだと思えますし、2020年、先ほど言った2019年の公共施設での全面禁煙を目指して、今の段階で町としてできること、そこについてもう少し踏み込んだ取り組みの必要性を町長からお聞き願いたいなと思っています。もっと言えば、先ほど言いましたように、施設内のはオーケーと言ったらあれですけども、そこまでは言っていないので、それこそ施設内に喫煙者用のコーナーというか、病院は一応つくっていますよね、喫煙コーナーみたいな。それと同じように、もしあれでしたら本庁または支所もそうですけれども、そういう屋外に、敷地内に喫煙場所を設置するとかということも含めれば、建物内の受動喫煙をなくする全面禁煙ということは可能ではないかなと思うのですが、もう少し踏み込んだ受動喫煙防止対策についての今後の、特に来年に向けた施設内の、目指した取り組みということについてお聞きます。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

町の保有する大きな施設に関しては、もう建物内全面禁煙にはなっています。あと、なっていないとすれば、各会館か、そういうところかなと、そのように思っております。そういう各会館などにつきましては、利用される方、それから各会館を管理されている方がそれぞれおりますし、やはり町で決まっている基本的な事項についてはお伝えいたしますが、町内会を初め皆さんでどういうふうにするのかということ相談して、自発的に決めていただければいいのかな、そのように思います。確かにおっしゃっているようにたばこが……たばこそのものが直接的に病気を誘発しているという、そういう実験結果ないので。消去法で全部データをとっていった場合に最終的にたばこを吸われる方が、もしくは吸われる方のそばにいた方々がそういう病気になっているということであって、直接たばこによって病気になったという例はまだ実証されていないと、そういうふうに私伺ってございました。間違いであれば、後ほど私も訂正したいと思いますけれども、医学的にそういうことはまだ実証されていないと、そのように思います。しかし、可能性として高いのであれば、考えなければならないということで、町では建物内を全面禁煙しておりますが、各会館につきましては、先ほど申したように、皆さんで決めていただければいい。恐らく今こういう世の中で、国でもそういう建物内全面禁煙、もしくは学校敷地内は敷地内全面禁煙になっておりますので、それに準じた方向性を出してくれるのではないかな、そのように思っております。条例をつくったから進むという、そういう例もありますけれども、これは条例をつくらずとも人のマナーとして皆さんお守りいただけるものと、そういうふうに考えておりますので、それを信頼しながら進めていければいいのかな、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） すごく重大な発言されたと思うのですが、保健センターの金丸さんがいらっしゃるので、ぜひお話ししていただければと思うのですが、受動喫煙、もちろん喫煙者も含めてですけども、はっきりとしたこれが原因で肺がんになりましたとか

ということはありませんけれども、それこそ傾向としてのデータとして喫煙者と非喫煙者との比較をしたときに雲泥の差が出ているわけです。そういう傾向というか、状況からして国でも受動喫煙、そしてまた喫煙自体の問題点ということで先ほど出た加熱式のたばこなんかというのも出てきているわけで、本当に問題がないのであれば、そういう対策なんかとられるはずがないわけです。こういう状況になってきていると。特に2020年、パラリンピック、オリンピックがあるということで、国際的に日本もそういう国際レベルまで受動喫煙をなくするという国ぐるみの取り組みの中で森町がそういう姿勢で臨むというのは、私は問題な発言が今町長からされたのではないかなと思って、非常に心外に思っているわけです。国際的にも国レベルでいって公共施設で、こういう分煙も含めてですけれども、許されているというのは日本が最下位なのです。もうほかの国では……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、要点まとめて進めてください。

○6番（檀上美緒子君） ですから、ぜひもっと前向きに積極的に、とりわけ会館は町の施設なわけです。それを管理を委託しているのもであって、公共施設であるということには変わりがないわけですから、公共施設としての喫煙という問題をもっと町がこの受動喫煙をなくするという姿勢を明確にすることによって打ち出す必要があるだろうと。その一つの大きなきっかけというか、動機づけになるのが条例の制定ではないかなというふうにして思いますので、そのあたりもう一度再々質問いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

先ほどと同様になりますけれども、各会館につきましては町で決まっている基本的な事項、本当にそれはお伝えします。しかし、会館の管理者、利用者皆さんでお話しされて、そして恐らくは同じような扱いになる可能性も高いのですけれども、そこに委ねたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公共施設の受動喫煙防止対策についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

休憩とりますか。もうやってしまうでしょう。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 次に、児童の安全対策について、議席9番、小杉久美子君の質問を行います。

○9番（小杉久美子君） 児童の安全対策について質問させていただきます。

近年子供たちの登下校状況は、保護者による車での送迎、スクールバスの利用、そして徒歩などそれぞれルールやマナーの指導が行われ、通学されていると思われます。また、学校近くの交差点では交通指導員の方が子供たちに声をかけるなど見守り活動も行われております。

さて、5月7日、新潟県で起きた小学2年生の女の子が下校途中連れ去られ、殺害された事件が起きました。犯人は逮捕されたものの、女の子は二度と帰ってくることはあり

ません。森町でこのような事件が起きてほしくないと願いつつも、調べてみると下校時に声をかけられたという情報が数件あることがわかりました。その都度関係機関を通し強化対策はされていることと思いますが、森町として子供の安全を守るためのさらなる対策が必要と思うことから、以下、お尋ねいたします。

1、登下校の見守り体制はどのようなになっているのか。

2つ目、不審者に対する子供たちへの指導内容は。

3点目、通学路の点検はどのように行われているのか。

4点目、一人で登下校している児童数の実態は。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○教育長（増川正志君） 小杉議員の質問にお答えします。

新潟県においてたいけな小学2年女児の命も夢も奪われる痛ましい事件が起きてしまいました。心よりお悔やみ申し上げます。

森町校長会においていかのおすしの徹底、不審者情報への迅速、丁寧な対応など、登下校時の事件、事故の未然防止について再指導したところです。1点目の登下校の見守り体制につきましては、各学校において教職員を初め交通安全指導員やPTA、町内会と連携して通学路の巡回や街頭指導を随時行っております。また、登下校に合わせて森警察署によるパトロールも行われております。

2点目の不審者に対する子供たちへの指導内容につきましては、各学校の学校安全計画に基づき安全な登下校の仕方、不審者への対応など学校教育全体を通じ、自分の身を自分で守ることのできる基礎的な資質、能力を継続的に指導、育成しております。また、不審者情報への対応につきましては、教育委員会と各学校、関係課、関係機関とが連携して子供たちへの指導や保護者等へ情報提供を行っております。また、情報内容に応じて関係機関とともにパトロールを実施しております。

3点目の通学路の点検につきましては、教職員が定期的に通学路を巡回、点検し、子供たちに危険と思われる箇所について指導しております。学校によっては通学路安全マップ等を作成し、危険箇所について子供や保護者、地域と情報共有の工夫をしております。通学路の交通安全に関しましては、道路管理者及び関係課と合同で随時点検を行い、安全対策を講じております。

4点目の一人で登下校している子供の実態につきましては、登下校時刻や通学路によって一人の登下校になる場合もありますが、下校時において学年を超えて下校時刻をそろえるなど集団で下校となるよう工夫しております。例年森町においても子供たちの声かけ事案が発生していますことから、今後とも余談を排し、日常的な指導と継続的な安全教育に努め、子供たちの安心と安全を確保してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（小杉久美子君） 子供たちへの安全面での指導等、またマップの製作等、いろい

ろ工夫されて指導に当たっているようで、少し安心しておりますけれども、いつどこで起きかわからない、そういう状態の中、本当に子供たちを完全に見守ることは難しいことだと思います。この事件以降、皆さんもご存じのように新聞報道でも連日のように不審者出没という記事も出ております。また、いろいろ見守り隊の活動状況も調べてみましたけれども、見守りの隊の募集をしてもなかなか高齢化社会となって、各地域で難しい状況にあると言われているのが現状のようです。そんな中、ある地域ではお子さんがそれぞれ自宅の前を通る場合、下校時の30分外に出て見守るという活動、それからもう一つは買い物中の主婦、そのほか散歩に出ている方がパトロール役を担う仕組みを設けるなど工夫を凝らした取り組みをしているところがあるようです。このように住民の心配りや住民の目がそういう犯罪を防ぐ一つの役割を担っているのかなと思っております。それで、地域みんなで、町民みんなで子供を守るために見守り役として気軽に協力できる仕組みを考えて、各町内会またはそういうPR活動を呼びかける工夫など考えてはどうかと思うのですけれども、教育長のお考えを再質問したいと思います。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

議員と共通しているのは、やはり子供は安全でなくてはならない、子供の命は最優先されなければならないという深い共通で理解していることだと思います。子供の安全、安心については、非常に息の長い活動であります。また、子供の登下校に当たって3つの観点、また最近はもう一つ加わって指導する内容がございます。1つは交通安全でございます。交通安全については、通学路での交通安全も多発している状況もあります。もう一つは生活安全であります。これについては、今質問の中にあつた声かけ事案、連れ去り、さまざまな事件、そういったものからどう見守るかということでもあります。3点目は災害安全であります。地震、津波、噴火、天候の急変などなど、そういった対応も視野に入れての安全教育が必要になります。また、昨年でありましたけれども、ミサイルが通過するという思いもかけない事案が発生して、そういったところからも子供たちを守る教育を進めなければならないと思います。子供の安全につきましては、子供は守られる対象であることにとどまらず、みずからが身を守るという安全教育を身につける、こういったことが非常に大切です。守ることと育てること。育てることによって将来の社会の安定につながっていくことだというふうにして思っているところですので、そういった両面から今ある体制の整備の再点検等もしてみたいというふうにして思います。

また、この後夏休みを前に不審者情報連絡協議会、青少年問題協議会等がございます。そういった中でこれまでの体制に不備がないかどうかの交流して、さらに充実を図りたいと思います。また、議員ご指摘のことは非常に大切なことで、見守るということよりも地域の方々のまなざしだというふうにして思っております。やはり登下校時に例えば花壇を整備しているときに人がいるだとか、掃除をしているときに人がいるだとか、そういった面は非常に大事なことであります。私も森町においてコンビニストアに強盗が入ったときに、あのとき集団で下校体制等とりましたけれども、そのとき住民のパトロール、見守り

も依頼しましたけれども、たまたまあのとき雪が大雪降ったのです。そうすると、町の人たちが自宅前で雪をかくと。そうすると、物すごく安心感があるわけです。そういった地域の方々のまなざしをぜひ協力の中に入れていきたい。また、私も森町においては1,200人以上の子供目線の通学路の状況の情報もあります。そういったところも踏まえながら、まなざしの協力依頼、これには情報共有も必要でしょうから、そういった観点から見直して、子供の通学路の安心、安全に努めてまいりたい、そういうふうにして思っています。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 児童の安全対策についてを終わります。

以上で議席9番、小杉久美子君の質問は終わりました。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、公共施設等の看板、附属構造物等の保守管理について、大型公共施設の建設整備について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、公共施設等の看板、附属構築物等の保守管理についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、質問させていただきます。

1つ目に公共施設などの看板、附属構築物などの保守管理についてということで質問させていただきます。森町の公共施設などには、さまざまな種類のたくさんの看板や施設に附属する構築物が設置されています。特に森町の顔ともいえるべき森駅前広場周辺、青葉ヶ丘公園、役場周辺、道の駅、オニウシ公園などには多くのものが設置されています。しかしながら、老朽化が激しく、何の看板なのかわからないものや表示内容が現状と異なるもの、さらには何の構築物かさえわからないものが見受けられます。また、強風のときなどには倒壊の危険もあり、景観上からも問題があります。観光客が増える季節を迎える中で、森町に対するイメージダウンにつながりかねない状況ですので、早急な対応と保守管理の方法の確立が必要と考えますが、いかがでしょうか。

具体的に目についた看板や構築物など指摘しますと、まず1つ目に駅前ふれあいセンター壁面の観光、物産品の看板、それに2つ目に駅前広場中央の時計と温度計、3つ目には青葉ヶ丘公園忠魂碑付近の1975年に青年団体寄贈の時計の台座、それと青葉ヶ丘公園忠魂碑付近の社会奉仕団体から2004年に寄贈されたペンキが剥がれた時計と、さらに5つ目に地域活性化広場の旧小学校モニュメント、6つ目に道の駅前、社会奉仕団体から1988年と2003年に寄贈された時計のない塔と情報が古い森町のガイドマップと、さらに7つ目にな

りますが、道の駅の前に設置されているペンキが剥がれた読み取りができない企業からの寄贈された看板と、8つ目に道の駅のさびついた看板、9つ目にオニウシ公園内の道の駅付近からの朽ち落ちた看板などを具体的に挙げておきます。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

町が管理している看板、附属構築物につきましては、道の駅周辺や町所有の各施設に付随する看板のほか、啓発活動や案内板等、大小さまざまな種類が設置されております。保守管理につきましては、所管する部局などにおいて行っておりますが、現状にそぐわない看板を初め経年劣化や悪天候、強風などにより落下や飛ばされる危険性のある看板などにつきましては都度現場確認を行い、その必要性を考慮し、新設、修繕及び撤去の判断を行っております。町所有の看板などにつきましては、所管部局に対して必要性や安全性を考慮した対応をするよう指導してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） まず、大体管理はしているのかしていないのかちょっとわからないのかなと思いたいのなのですが、普通一般的にそういう、どういう経緯で、贈呈されているものも多くあるのですが、その看板を、何が設置されている、管理するということは台帳があるのではないかと思うわけです。当然いつからいつに、施設ごとに、当然今所管の課で管理しているという話、その都度見てやっているという話はしているのだけれども、まず台帳がないのではないのと思わざるを得ない。そして、施設ごとの、その中には何が書いているかって当然構築物の数とか設置年数とか種類などがあってしかるべきなはずなのです。それがあるのですかということまず聞いておきたいと思います。

それと、そういうものを管理する上で、規則とか条例とかあるのかなと思って、北海道屋外広告条例というのがあるのですが、そういう中からするとそれが町に移管されて、町がやっている形になっているわけです。そこからすれば、当然民間も含めて管理することにはなるのでしょうか、そういうことの絡みで、特に条例と規則とか設定されているのかどうか。設定されていないのかなと思ってまして、その辺をまずお願いします。

それと、年数、老朽化の問題は確かにあるのですが、情報の更新というのは、特に駅前の看板に関して言うと、あれだけの大きい看板に書かれている内容が現実ではもうないものまでも記載されているわけです。だから、そういうものをやはり、外から来た人間からすると間違った情報、端的に言うとうその情報が流されるわけですね。とすれば、早急にそういうのを変えていかざるを得ないのではないかなと思いますけれども、その辺の対応の仕方も含めて、それも管理台帳というか、そういうものがきちっと管理されていればできるのかなと思ってまして、その辺お願いします。

それと、寄贈されているものについてなのですが、よく結構今具体的に挙げたものの中身というのはほとんどそういうものが、半分近くがそういうものがあるのですが、そのと

きに、結局どういう取り決めをもって寄贈されているのか。古くなったら、もう管理、用を足さなくなったら撤去するという確約をもらっているとか、その辺の問題どうなっているのか。だとすれば、寄贈した団体の人と話ししたときあるのですが、どうしても町からの、町としてもらったものですから、勝手にその団体を無視して処分できないわけですよ。とすれば、その辺の取り決めをきちっとしておく必要があるのと、新たに壊れたらそこをお願いするという手もあるのかなと、別なものを。そういうことも考えてもいいのかなと思いますけれども、そういうこと含めて寄贈された場合にどういうふうな処理をされているのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、台帳については、議員もご指摘のように用意をしてございません。そしてまた、条例等についても今ない状態です。もちろんいろんな団体から寄贈いただいて、その寄贈いただいた中でその都度ありがたく設置場所を含めて打ち合わせをして、ふさわしい場所に設置をしていると、そういう状況です。ただ、やっぱり年数たちますと当然さびたり、それから故障をしたりと、そういうこともあります。私も指摘を受けた中では公園の中の台座だけが残っているのは何か転んだり、子供たちがけがしなければいいなということで、担当課のほうには指摘をしているその一つでございます。そして、寄贈いただいた、古くなったときに撤去、もしくは改修するときには、撤去がもちろんですけれども、撤去するときにやっぱり寄贈された方々に一応お話をすると。こういうことで撤去するけれどもということではお断りをしたいなと、そのように思います。よく看板だけではなく樹木においても団体が植樹したということで、切ってしまってから後から大変なことになるということもございますので、寄贈されたそのときの感謝の気持ちはやっぱりあらわさなければならないと、そのように思っております。

そういう中では、ご指摘をいただいた6番と7番、道の駅前の時計のない塔と情報が古いもりまちガイドブックですか、それから道の駅前に設置されているペンキが剥がれて読み取りができない企業から寄贈された看板、これについては撤去予定で現在進んでおりまして、間もなく撤去される予定でございますので、報告を申し上げながら再質問の答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○14番（松田兼宗君） 具体的に何点か対応するという話では、するのは当然といえば当

然なところになると思うのですが、やはり今後今指摘した管理する上での基本的な部分というのは考えていかなければならないという話はいいのですが、今後の考え方としてそういう管理の手法について、管理、保守についてきちっと取り決めをしていかなければならないのではないかと思います。だから、こういうことの問題が起きてくる。その辺再度聞きたいのと、先ほど指摘しました北海道屋外広告物条例というのがありますよね。その絡みからすれば、それ町が窓口になってやっている部分があつて、そうすれば今指摘しました公共物の公共施設にあるもの以外に私有地でも当然そこからすると対象になってくるわけです。例えば具体的に言いますと、昔あった温泉牧場の看板とかあるわけです、もう現実にはない問題。その絡みからいうと、その条例を使った形で処理できるのではないのかなと思ったりもして、その辺も含めて、景観上も良くないわけですから、そういう決まり事つくりながらきちっとやっていくということを考える必要があるのだと思いますので、その辺の……ちょっとすぐにはわからないと思います。その辺お願いするのと、もう一点、いろんな団体との寄贈物に関してなのですが、どうしてももう何十年たってしまうわけです。とすれば、最初からその当時壊れた場合どうするのかという確約というのは、今の話ししていると、その辺の答えはいただいていないですが、どうもないわけですね。とすれば、当時の人と今いる人の団体でも世代がかわっていて、もう管理のしようがないわけです。とすれば、声かける必要もないのかなと思って、町に寄贈されたわけですから、その辺はさっき言いました管理台帳なり、どうしようもないような状態になったら撤去することも考えたほうがいいのかなと思っています。

それと、最後にもう一点、駅前時計、温度計の問題なのですが、この前、それ土現のほうの管理だと思っていたんですが、話聞いたら町の管理だという話で、2カ月、3カ月以上壊れた状態。今回建設のほうにちょっと確認したら、お金がかかり過ぎるのでという話で、今後あれどうするのですか。あのままの状態が続けるのでしょうか。その辺最後聞いて、おしまいにします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろんな町で寄贈受けたもの、もしくは設置して、経年によって内容が変わっているようなもの、それは必要で早急に改善しなければならないものというのはなるべく早目に担当課のほうに対応するように今後も当然指導してまいります。そして、寄贈者がいて、そして年数が10年、20年、30年とたってくると、故障したり、ペンキが剥がれたり等もしますけれども、解体や撤去する場合に対しましては礼儀として当然報告はしなければなら

ないなと私は思っております。また、表示看板で今はない会社、それから施設に対する看板についてですけれども、これもいろんな事情によって撤去できない、手をかける状態にならない、そういう関係もございますので、そこについてはもう少し私どものほうでも調べながら撤去を指導していく場合もございます。町で、こちらでやってあげるということはなかなかできないことだと思っておりますので、そこは少し宿題として預からせていただきたいと思います。そして、駅前 온도計ですけれども、温度計については今、今後、これは寄贈していただいた方に直していただくということにはなりませんので、町のほうで一体どのぐらいかかるのかということで、できたら予算をつけていただきながら補正をして、修理すると。当然駅前、場所が場所ですから、皆さんが目につく場所ですので、そこは修理する方向で今現在進んでございます。時期が来ましたら、ご了解をいただきながら、そして補修をしていく、修理をしていきたいと思っております。今後におきましてもこの寄贈いただいたもの、いろんな構築物や看板等ございますけれども、やはり将来どうするかというのはその場所で決めた場合がいいときと、それからいただいてしばらくたってからお話ししたときに例えば新たにもう一度では取りかえてくれるという、そういう可能性もございますので、期待を申し上げながら臨機応変に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいね。

○14番（松田兼宗君） 1点、再々質問の最初で、町の管理体制とか、そういう規則とかつくるのかという話なのですが、その辺ちょっと答えていないので、その対応についてお願いします。

○町長（梶谷恵造君） その都度判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公共施設等の看板、附属構築物等の保守管理についてを終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、大型公共施設の建設整備についてを行います。

松田議員、5番議員が同様の質問出していましたので、重複しないようにひとつよろしくをお願いします。

○14番（松田兼宗君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

大型公共施設の建設整備についてということで質問させていただきます。過去我が国においては高度経済成長期から人口の増加や住民ニーズなどから多くの公共施設が建設さ

れ、現在それらの築年数は30年以上経過し、更新の時期を迎え、建てかえや改修などの更新費用の増加が予想されており、各自治体の財政が厳しい中、今後の維持管理が大きな社会問題となっています。それは、森町も例外ではありません。

そこで、公共施設などの全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設などの最適な配置を実現するために平成28年2月に今後の10年間の公共施設等などの総合管理計画が策定されております。その中で施設の更新、建てかえについて計画的な維持更新を行うとし、今後10年以内に耐用年数を迎える施設があるため、更新、建てかえまたは統廃合を検討するとしていますが、その具体的な施設名や優先順位などの計画が策定されているのかどうかまずお聞きします。

それとまた、公共施設などの建設、維持、運営に関する民間資金活用、P F I や官民連携、P P P を推進し、持続可能で豊かな町をどのように形成していくのか、自治体の知恵と工夫が問われているとされています。その具体的な見通しがあるのかどうか。例えば森商工会議所の事業計画の中で若者らが集うオニウシ公園の野外ステージの設置というものが提起されているが、検討する考えがあるのかどうか。さらに、ほかにクラウドファンディング、これは自治体ですからガバメントクラウドファンディングということになるかと思いますが、の利用を視野に入れているのかどうかをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

平成28年2月に策定されました森町公共施設等総合管理計画は、当町の施設の維持管理や建てかえに係る経費の試算と人口の推計値をもとに公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うための全体の方向性を検討する指針として策定されたものであります。そのため、個別の施設名を挙げ、更新や統廃合といった具体的な方向性を記載することや施設のあり方における優先順位を計画中に記載するという性質の計画ではありません。個別の公共施設の新築、改築、除去などの方向性については、公共施設等総合管理計画の中で整理された施設類型ごとの課題と個別基本方針をもとにその施設規模のみならず有する機能や利用状況、さらに町民の利便性、維持管理費などさまざまな視点で考慮し、必要に応じて個別の施設計画を策定する中で議論されることが適切であると考えております。

また、P P P、P F I の推進につきまして、国では平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の中でP P P とP F I を活用することで大胆に民間の資金や知恵を導入し、より安全で便利なより強靱な社会インフラを効率的に整備していくと示されているところで。さらに、平成29年版P P P / P F I 推進アクションプランにおいて、P P P、P F I を優先的に検討する規定を人口20万人以上の地方公共団体は速やかに策定すること、また人口20万人未満の地方公共団体においては、地域の実情や運用状況を踏まえ順次適用を拡大していく方針が示されているものと承知しております。

このような国の動向を踏まえ、当町においても平成29年10月、公共施設の管理を所管し

ている課を中心に招聘した外部講師からPPP、PFIの類型や他市町村における導入事例について学ぶセミナーを開催し、職員の知恵と制度理解の向上を図ったところです。現時点でPPP、PFIの活用を検討している施設はありませんが、活用も視野に入れた公共施設の計画的な維持、更新が予想されております。しかし、PPP、PFIは施設の類型や規模、運営体制などによっては適さないものもあり、今後も引き続き情報収集と制度の理解を深めながら検討していく考えでおります。また、町内各種団体の皆様からの要望についてはすぐに取り組めるものばかりではなく、時間が必要なものもありますので、必要性も見分けながら進めてまいりたいと考えております。

さて、行政が施策を執行するには財源の確実な確保が不可欠です。クラウドファンディングなどにつきましては、通常の場合にはその性質上なじまない手法と考えます。活用にあふさわしい事案があれば、その時点で考える考えです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 要するに先ほど、前、午前中に山田議員のほうが同じようなこと、公共施設等総合管理計画についても含めた形の質問しているので、それとは全く違った形の質問をすることにしていただくことになるのですが、特に財源的な部分のこの話の部分が中心になるかと思えます。特に財源の確保がどこの自治体も同じ状況、大変な状況で、今後この計画の中に書かれている、かなりぴんとこない部分があります。これを一般の人、町民の方が見ても全然わからないのかなというふうに思っている部分もあるのですが、やはり一番具体的な部分の話ですと、この中で、先ほど回答いただいていないのですが、今後10年以内に耐用年数を超える施設があるということ、さらに先ほど午前中の町長の答弁の中で議会も庁舎の部分もあるのだという、耐震化もまだされていないのだという話もしています。その部分と、それと公民館の問題が一番ネックになるのかなと思えますけれども、それというのは10年以内の耐用年数に含まれているのでしょうか。もし含まれているとすれば、今後早急に対応しないと、1年や2年でそういうものはできるわけではないわけです。そして、この計画書で指摘されているように民間の活力を利用してというか、PPPとかPFIを利用してという形、さらにはクラウドファンディングのことは触れていないのですが、今クラウドファンディングに関してはふるさと納税されているあれの一変形なわけですね、簡単に言うと、自治体にとっては。とすれば、先ほどの答弁では対象には考えていないというような話をしていますけれども、先ほど言いかえていましたけれども、言いかえましたけれども、ガバメントクラウドファンディングとして捉えていった場合に、当然自治体で取り組まなければならない、さらに財源を確保する上では、今現在それしかないのではないかと思うぐらい、それだけふるさと納税が、30億でしたっけ、の金額が集まるわけです。目的はいろんな景品を目当てにというのはあるのかもしれませんが、今後それが規制されて、返礼品の率が少なくなるということになってくると、ますます自治体の持っている考え方というか、そういうものがなくなって、大事になっ

てくるのだと私思うわけです。とすれば、そういうような資金確保の、これだけ集まっている中でそれをいかにそういうものに結びつけていくのかと考えていかなければならない。さらに、この計画においてはPFIとかPPPの手法を取り入れてやっていくということ書いているわけですから、今から勉強しながらやっていかなければならないのだろうと思っています。近辺においては、PFI事業としては八雲町の噴火湾パノラマパークというのが最近、もう結構立ちますけれども、つくられた事例があるわけです。ただ、そんな中で、それはまちづくりも含めた視野に立って考えている部分が多々あるのですが、それをいろんな形のものが考えられるわけで、今後公共型の施設を建設する上で、その資金をいかに集めるかを考えなければなりません。それがここの計画に書いているわけです。それを、だから具体的に、実際に具体的な計画はつくられていないと言っているのですが、だからこそ一番肝心の、先ほど言いました、ここの議場を含めて、庁舎、公民館を含めて一番大きい施設なわけです。だから、その部分を確保する上では、この辺の民間の資金を確保する上でも単独の、全体的なというよりも、1つの建物を、大型の建物についての構想というか、考え方というのをまとめていかなければならない。多分10年以内にはもたないのだとは思っていますし、さらにここ2年ほどやっていないと思うのですが、一時期耐震化の問題も含めて庁舎の問題、議場の問題をどうするのかという話で議論をしていたはずなのです。課長クラスが集まってやっていたというのは話は聞いています。その後途絶えていると思うので、今後それをさらに復活させて、こういう問題含めて議論していかなければならない時期にもう来ているのだというふうに私思いますので、その辺どうお考えになっているのかを再質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

もう少し具体的な施設ですとか、最初の質問にも書かれてございますけれども、私答えましたのは、これについては町でつくりました総合管理計画というのはそれについての個別の建物についてそういうふうに計画に記載するというものではない。よって、どこの施設を何年以内に、これからどうするというのは、先ほど同僚議員にも答えましたように、実施計画の中で当然示されていく内容になります。その中で、結果として当然財源が必要になってくる。先ほど1問目の答弁でも申し上げましたけれども、やはり我々政策的に施設の計画をするときに後で、例えばクラウドファンディングを活用した場合にはたまったらやりますよと。広くウェブ上で資金の活用をお願いするわけです。集まったらやれるけれども、では集まらなかったらやらないのかと、そういう無計画な提案というのはできませんので、まず我々考えるときにはこのガバメントクラウドファンディングについては通常の場合はない。ですから、その中でも使えるものというものはひょっとしたら活用にあふさわしい事案の中にはあるかもしれませんので、そういうときには活用していきたいと、そういうふうに考えてございます。

そして、一時期PFIなどで施工した他の自治体の公営住宅やもちろんほかの自治体のそういう公園などもございます。本当に安定して上手にいつているのかと申しますと、し

よっちゅう使っているわけではないので、なかなか政策になじまない部分もあったのかもしれない。その後どうかというと、1年ぐらいで、あとほとんど使っていないです。ということは、私たちもそうなのですけれども、物事を計画的に考えていくときに確実な財源、それから有利な財源、いろんなものを考えて、探していきながら、確かに確保できた時点で提案を差し上げてという形にしていくということが一番大事なのかなと、そのように思っている次第です。中にはこの10年以内に本当に寿命が来て、もう使い物にならないと、そういう可能性のある施設もございます。そしてまた、耐震構造であるかということ耐震構造ではないけれども、では実際にあと10年たったら崩れるかということ、そうでもない。その辺代替になるそういう施設のことも考えながら、例えば万が一のことを考えて、防災、ここに直下型地震だとか、そういうのがあったりして、役場、この施設が耐震化ではない施設で、補強もしていない中で使い物にならなくなったときには防災センターに拠点を移して、この防災に対する取り組みをしていくと、そういう有効活用をほかの施設にも求めながら今後考えていきたいと、そのように考えてございます。今後もまだまだこれは勉強する必要がある場合と、それとふるさと納税は今実際に具体的に使える予算というのは少額ですから、であれば違った意味でのもっと奨励を考えてございますけれども、もっともっと頑張っていただければ大変ありがたいと思っておりますし、それが間違いなく確実に確保できればいいのですけれども、そうではない。ですから、それぞれの要所、利点を生かしながら町の中の政策として、目的として使えるものがあれば、いろんなPPPやPFI、クラウドファンディング等について活用を図っていくということで考えてございます。なかなか具体例を挙げながらお話しできないというのは、大変私どももまだこれからということで捉えていただきまして、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） この計画書というのは、28年2月につくられている形になっているのですが、これは第1次の総合振興計画を受けてつくられているわけですね。それで、今回の2次の開発振興計画ができて、その関係というのはどうなるのかなと。私自身そこまで見ていないのですが、どうなのだろうと。その位置づけというのは変わるのでしょうか。私は多分変わらない、このままいくのだろうと思って、1次のままの引き継いだ形で、年数が、28年につくられたばかりですから、その辺はどうなっているのかまず最後に聞きたいということと、このガバメントクラウドファンディングの話なのですが、具体的なあれというのは小さいものから実験的にやるという考えはないのでしょうか。例えば午前中の質問の絡みでもあるのですが、いろんな団体から寄贈されますよね。ただ、その寄贈されたものというのは、この管理の問題とか私指摘しましたけれども、手法としてはそれにかかなり近い形のものではないのかなという気がするわけです。例えば道の駅の時計を撤去すると、何か撤去するというのはいいのですが、ではそこに本当に時計とあって、温度計とか必要ないものなのかということを考えたら、あっても、シンボリックな場所ですか

ら、森町の顔になっている部分のことからすると、当然あってしかるべきものかなという気がするわけです。とすれば、そういう身近なものをもっと少額の金額、少額のものからいろんな実験的なこと重ねながらやっていく必要があるのではないかと私思うわけです。だから、今後何も具体的なあれ考えていないという答弁なのですが、その辺どうでしょうか。考えていくべきなのかどうか。

それと、最初の質問であるように商工会議所の中で野音ステージの話がよく出ます。私商工会議所のメンバーに入っていますから、その話というのはよく話に出るのですが、資金的にある程度持っているわけです、話としては。何年も前からそういう話が出ているのだけれども、野音が必要か必要でないか、別の問題なのです。手法としては、そういうようなものが実際にあるわけです。それを使って、では実際に民間の資金なり活力使った形でやることのできる手法というのがPPPなりPFIなのではないかと思うわけです。だから、そういう中の話をしながら民間の資金とか活用することを考えるということになれば、その辺の話もする必要があるのではないかと思うわけです。ただ、今までのいろんな話の中で、町のほう有余り話乗ってこないとかという話よく聞きます。だけれども、それは、野音の話はさておいて、別な必要なものあるわけです、たくさん。だから、それに向けて振り向けてくれないかと話をしても構わないのではないかと私思うわけです。だから、いろんな小さいことから、先ほど町長も言ったように、うまくいっていないところの例が多いのだと思います、実際問題として。とするよりも、やっぱり今後このPPP、PFI、クラウドファンディングを利用する以外の資金の集め方ってあるのですかということなのです、ほかに。人口減っていく中で税収上がらない、交付税減らされる、そんな中で財源なんて確保できないわけです。とすれば、先ほど、何回も言いますが、民間の活力、資金をどうやって使うのか、使わせていただくのかということを考えなければならない時期にもう来ているのです。だと私思いますので、その辺を含めて最後の質問とさせていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

まず、ご質問もかなり狭まった内容になっておりますけれども、基本的にまず財源を用意する前に……失礼しました。先に総合管理計画、これは第2次森町総合振興計画も制定されましたので、この公共施設等の総合管理計画は当然期間がございますし、次の新しい総合計画のもとでこれを実現、具現化していくための方策に引き継がれると、そのように思います。

そして、その後のクラウドファンディングです。ガバメントのクラウドファンディングですけれども、まずいろんな団体、町内の各種団体、たくさんの方からやはりこういうものが欲しい、それからここに何かあったほうがいいのではないかと、そういうお話は私どもも間接的に聞いておりますし、直接的にちょっと聞くこともございます。森町文化センターもその一つです。ずっと前から各種、本当に多くの方々がこの地域にもうちょっとちゃんとした公園をつくっていただけないか、もしくはもっと広い町有地の中にこういう有効

的な、町外の方々を誘致できる、そういうものに取り組んでくれないかと多くの声がございます。その中で、やはり町といたしましてはそれが本当に必要なのか、そしてそこであれば間違いなくそれは今の国や道の政策に乗かったり、町としてもそれが有効に活用できて、町の振興につながるのかと、まずいろんな見分けが必要です。そういう中で、有利な財源はクラウドファンディング等が今一番いいのではないかという議員のご提案ですけれども、国の方向性を見ながら私どもも当然進んでおります。今国が例えば観光で海外からの多くの観光客を入れたり、それから国外に日本の商品を輸出するためにはその目標に向かって多くの財源を確保していると。その中に我々が使える、それから町としてお願いしたときにいただける有利な財源がたくさん眠っております。そういうものを担当課も一生懸命掘り起こしながら町に必要な社会資本整備に対して予算を持ってきて、いただいてきて、取り組んでいるのが現状です。正直当てになるのであればそこを当てにして取り組んでいきますけれども、確実にないものに私たち取り組んでいく……そこは全く取り組まないということではないです。一考はできる価値はありますけれども、今現在重要な部分、やっぱり優先順位を考えながら取り組んでいくと、そういう姿勢でございます。先ほどの同僚議員との質問ともかなり重複していますけれども、これからも有利な財源を探しながら、獲得しながら、やっぱり足、知恵、そして職員の総力を挙げて取り組んでいきたいと、そのように思いますことを申し上げまして、最終答弁としたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 大型公共施設の建設整備についてを終わります。

以上で14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、地域新エネルギー政策について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

地域新エネルギー政策について。CO₂の発生抑止、防止に向かって再生可能エネルギーの発電システム設置は世界的に大きな動きとなっております。特に太陽光発電については、発電コストの大幅な削減により加速されているとの報道もあります。残念ながら日本は世界の先進国の中では大きく出おけている状況であるとも聞きます。森町におきましても太陽光発電のパネルが目立つようになってまいりました。町としても住宅用太陽光発電システムについて一部助成を発表されたところです。以下、伺います。

1、太陽光発電については一般住宅用、事業用、営業用があると思いますが、その設置状況、戸数、事業者数、規模等、町として把握しておられる内容を伺います。

2 番目、水力、風力、太陽光、バイオマス等の発電方法があると思いますが、今後町内に予定されている計画はあるのか伺います。

3 番目、農地にも太陽光パネルの設置は可能であると思いますが、土地利用の制限もあると思います。民間業者、海外からの動き等あるのか伺います。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

1 点目ですが、平成23年に発生した東日本大震災を契機とした電力需要の問題や二酸化炭素の増加に伴う地球温暖化問題に対応するため、国では平成24年度に再生可能エネルギーの固定価格買取制度を開始し、今年度で7年目を迎えました。町としましても環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与するため、平成26年度から10キロワット未満の住宅用太陽光発電システムの費用について助成を行っております。この制度を活用し、平成29年度までで45件の申請があり、合計278キロワットの太陽光発電設備が設置されたところです。また、事業用の太陽光発電システムや10キロワットを超える住宅用太陽光発電システムについては、設置者が国へ直接申請を行うことから、その設置状況について町が把握することは難しいと考えております。

2 点目ですが、風力や地熱、バイオマスを利用した発電については民間事業者から年間数件の問い合わせがありますが、予定されている計画について現在のところ掌握はしておりません。

3 点目ですが、町内で民間事業者などが農地及び農業利用で再生可能エネルギーを活用する動きについては、現在のところ同様に掌握はしておりません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 再質問させていただきます。

こういうエネルギーの設置につきまして報告の義務がないというか、掌握の義務がないといえますか、そういったことだろうと思いますけれども、ただ最近、先ほど言いましたように、太陽光のパネルが非常に目立ってきたというのはここ数年で実感するところでございますし、これ恐らく全国的な動きだろうと、こんなふうにも思うところがございます。そしてまた、風聞でございますけれども、外国企業、特に中国等からの進出等もあるやにも聞いたりすることがございます。我が町でどのぐらいの電力が生まれて、設置数がどれくらいで、電力がどれくらい生まれて、国内、国外からの動きがなかなかつかみづらいというのが現状だというような先ほど町長のお話でございました。ただ、これでいいのかという考えが実はしているわけでございます。本当に難しい課題ではあるかと思っておりますけれども、何らかの形でやはり掌握する、掌握だけはしておくということが将来的にも必要になってくるのかなと、こんなふうにも思うところがあるのです。恐らく道、あるいは国からも森町さんでは幾ら設置しているのですかみたいな、そういう聞き取りなんかも将来的に出てくるのかなと、こんなふうにも思うわけなのです。それが即座になかなか答えられていかないというのが恐らくしばらくは続くのかなと、こんな心配も実はしているところでございますので、今後の課題としてもこれ何らかの形で掌握できるのかな、掌握すべきだなと、こんなふうにも思っているところなのです。北電さんでは当然わかっているし、それから設置に関する許認可の問題が出てきたりしますので、何らかの形では掌握が可能かなというふうに思いますので、そこら辺を将来に向かったの資料を今からつくっておくのだという意味合いで、これぜひ必要だなと思うの

で、そこら辺の町長のお考えをちょっとお聞きしたいなと、こんなふうに思うのです。特に町長就任当初から大変自然エネルギーに対してはいろんなお考えを發表されてまいりましたし、森町も北海道においてはただ1カ所だけ地熱発電がございます。そして、これから太陽光もまた増えるかもしれませんし、風力も当然出てきましようし、地域材を大変今利用を活発にしていこうという動きの中でも、例えばバイオマスの発電方法がないとか、そういった動きにもなってこようかと思います。そういったことを考えますと、森町の一つの将来的な売りとしては、やはり発電能力がこれだけあるのですよというようなまちづくりも一つの大きなポイントになってくるのかなと、こんな気が実はするわけなのです。先ほど来将来的な、10年後、20年後見据えてのいろんな公共物の設置とかみたいな話を町長されておりましたけれども、森町として将来的にこういう方向に行きたいのだみたいな流れの中でこういった自然エネルギーの位置づけというものをもっともっと確かなものにしていくというのが、あるいは私個人としましては今の梶谷町長の方向の一つのあり方かなと、こんな感じがいたしますので、そこら辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー、森町のみならず本当に広く全国で取り組まれております。その中でも北海道は風力発電のまず非常に有望な場所、地域として北や南、東西南北において取り組まれている新エネルギーの一つです。宮本議員のご質問にもありましたように、今までは山の中の、それから目立たない場所の広い敷地にメガソーラーなどが設置されておりましたけれども、最近幹線道路のそばに見えるような形で非常にメガソーラーも増えてまいりました。さらに、増設をされているようなところもあるようでございます。これに関しては、やはり今のFIT、買い取り価格が多少下がったにしても、設置する費用のほう、ソーラーパネルの費用が非常に価格帯が下がってきたので、費用対効果としてはまだまだ有効なのだろうということで増えているようでございます。それ以外に、そういったところで、この大きな、大型のソーラー発電所の掌握なのですけれども、私たちのところには環境アセスメントということで、それを道を通じてこれはここに設置して大丈夫ですかという問い合わせは来るのですが、それによって大きさやワット数などまではちょっと掌握できない。それから、どこが一体資本なのかということで、ひょっとしたら宮本議員ご心配されている国外の余り歓迎できないような、そういう資本で設置されている可能性もございます。そこまで調べられるというよりも、そこを阻止するということはなかなか難しいことだと思いますが、環境アセスメントやひょっとしたら道のほうに問い合わせ、そして個人情報保護条例というのもございますので、その辺も含めながら調査できるのか、掌握できるのかどうか今後ちょっと検討してみたいなと、そのように思っております。

そしてまた、私としてこの町の方向性と申しますか、今後町をどのように、どのような森町というのかな、もちろん皆さんが大変住みやすい町、本当に暮らしやすい町にしていこうというのはもちろんですけれども、この新エネとして考えているのはやはり何とかエネルギーをストックした形で町内に保存できる、それが最終的な課題です。これどこでも考

えていることだと思いますけれども、電気起こしたはいいいけれども、それをストックできなければただ放電してしまって、何もならないと。これをエネルギー変換やいろんな形、形を変えてストックしておくことで万が一の災害時、それからライフラインが寸断されたときにもそれを我が町の施設、それぞれの施設は独立して機能を果たすと、まず災害に対してはそういう考えが、新エネの使い方として考えております。そしてまた、そのシステムを地元で確保する、つくっていくと、それがまた地元で新しい産業を興し、地域に対する振興につながっていくのだらうと、そのように考える次第です。今現在私の考えているものに取り組んでいる自治体もございます。今年、来年として実施に取り組んでいるところもありますので、そういった事例もいただきながら、それから情報を掌握しながら、それが森町にどういうふうに当てはまるのかも研究しながら進んでいきたいと、そのように思います。

今現在小規模風力発電なども照会などもございます。今年度中建設が進むかもしれませんし、断念になるかもしれません。過去にもちょうど条件が良くて、風の有効に吹く場所があって、何とか取り組みたいという計画もございました。しかし、その計画を立てていた場所が駒ヶ岳の一番、第1種危険地帯に該当するということで、普通つくったものに対して保険を掛けるのです、当然資本を投下するわけですから。その保険が該当にならないということで断念された経緯もございます。なかなかこれも難しいのかなと思いますけれども、自然景観にもきちっと配慮した形で自然エネルギーの設備をつくっていただければ大変ありがたいと、そのように思っております。これからはいろんな点で町のプラスになるような、そういう部分につきましては積極的に私たちもかかわって進めてまいりたいと思いますことを申し上げながら再答弁したいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（宮本秀逸君） 非常に難しいということは私らも当然推測はしておるわけでございますけれども、今の例えば保険の問題だとかということにつきましては全く無知な状態でありましたので、大変勉強になったところですが、いずれにしても小水力から始まって、町長本当にこの問題については研究なさって、発表されてまいりました。今後の10年間のまちづくりについても発表されたところでございますけれども、それはそれとしまして、今さらながらでございますけれども、先般のNHKの特番でもやっておりましたが、自然エネルギー、特に太陽光について取り組まない企業とはもう取引できないという世界的な動きがあるのですよというようなことを紹介しておりました。本当に日本がおくれ過ぎているなという状況にその番組を見る限りでは思わさるような内容でございました。そういったことやっぱり踏まえていかなければならぬ時代になってきたのだらうと、こんなふうにも思うところでございます。大変難しいことは、今2回答弁いただきましたので、理解も推察もできるわけでございますけれども、なおかつその中でやはり今後取り組んでいかなければならぬだろうと、こんなふうにも思うところでございます。さらに難しい課

題等もこれから出てこようかもしれませんが、先ほど町長おっしゃったように、設置費用が特段に太陽光について安くなってきたということがございますので、まだまだこれから伸びる可能性はあると思いますし、100兆単位のメガソーラーも国内にはいろいろ計画されておるようでございますので、決してこれに乗りおくれないう、そういった言い方は大変難しいかもしれませんが、やはり時代の時流に合わせた生き方をしていかなければならぬ、それを先取りしていかなければならぬという意味で最初に申し上げたような、そういった可能な限りの数の掌握というものやっていたきたいというようなことをお願いしまして、再々質問にかえたいと思います。一言答弁お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

2015年のパリ協定ですとかその前の京都議定書ですとか、世界的な気候変動に対する、それが地球温暖化で、二酸化炭素を減らさなければならぬと。ですから、そこで二酸化炭素を出さない社会をつくるのにそれぞれの国が二酸化炭素をどれだけ減らせるかと、そういうことをずっと決めてきました。残念ながら去年トランプ大統領はパリ協定から脱退するというふうにして、ちょっと逆路線をたどっているのですけれども、やはり我々はそういう地球規模から考えて、当然ソーラーは今どちらかというとビジネスとして成り立つから、皆さん取り組んでいるような部分がございます。そうではなく、二酸化炭素を減らして、地球の気候を正常に戻すために取り組んでいるのだと、そういうお考えでできれば取り組んでいただければ私はなおさら良いのかなと、そのように思います。町で直接携わっているわけではございませんので、なかなか強くは申し上げにくいのですけれども、やはりメガソーラーに対しては、地元の企業の部分に対しましては十分掌握できますけれども、今後そういう町外の大きな施設に対してどうやってどこがやっているのか、それから地元に対してやっぱりプラス、メリットのある、そういう方向になるべくいかなせるために何とかそれをちょっと調査してみたいなど、そのように思っております。そのようなことを申し上げながら再々答弁の答えといたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、住居の親族間契約について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通行に従いまして、質問させていただきます。

住居の親族間契約についてです。先月道内の自治体で住居手当の不正受給が発覚し、該当職員の処分と過支給分の返納といった事態になりました。不正の温床となったのは親族

間の賃貸契約による支給を認めていることであり、約6,000万円が不正に受け取られていました。中には約30年間にもわたっていた事案もあり、不正受給のあった自治体では関連質疑の中で親族間契約への住居手当の支給を廃止すべきとの指摘があったとのことです。行政側も制度そのものの見直しを含めて検討するとしていました。民間企業では、住居手当が制度化されていても、親族間の賃貸契約は対象外としている場合が多く、聞きなれない制度ではありますが、制度自体に欠陥があるのではなく、悪意を持って不正に受け取る者とする者、不正を見逃してしまうチェック体制に問題があると考えます。このたびの不正は、外部通報窓口への公益通報がされたため調査を開始したとのことです。通報がなかったら問題化もせずに貴重な財源を不正に受給され続けており、早急なチェック体制の強化が必要であると思われます。新聞を見ますと、住居の親族間契約に対し住居手当支給の有無は自治体によって違うようですが、森町では実績があるとの報道がされていました。ごく一部の不正を行う者のせいで制度自体が悪者のようにとられることはあってはなりません。今回発覚したケースでは間違った認識や変更の届け出失念など過失や制度の理解不足がほとんどであり、チェック体制の強化と制度の理解を深めることが必要であると考えますので、質問いたします。

1 番目、森町にて親族間契約での住居手当の受給状況は。

2 番目、このたびの他の自治体での不正発覚を受けて、実態調査を行ったか。

3 番目、チェック体制の見直しを考えているか。また、制度理解への取り組みを行うか。

4 番目、森町における公益通報窓口の設置状況と通報実績の有無は。

以上、お伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

1 点目ですが、住居手当受給者83名のうち4名が親族間契約により受給しております。

2 点目ですが、住居手当受給者全員に対し実態の確認を行っております。

3 点目ですが、今回の調査では不正受給はありませんでしたが、今後は毎年実態を確認したいと考えております。また、受給要件の理解不足により結果として不正受給となるケースも想定されますので、職員に対しては住居手当制度の内容について改めて通知し、制度を十分理解していただくよう取り組んでまいります。

4 点目ですが、公益通報窓口につきましては設置しておりません。よって、通報の実績もありません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7 番（河野文彦君） 不正の発覚した自治体の内容見てみますと、先ほども申したとおり、ほとんどが過失や制度の理解不足といった、規定に沿っているのであればこのような契約において手当を受給するというのは職員の権利でありますので、何ら問題はないといった事案がほとんどだったと思います。その中でも厳重な処分を受けたケースというのが何件かあったらしくて、それを見ますと自己の所有物件を母親が所有しているというよ

うな形で賃貸契約を締結して、手当を受給していたと。悪意があるのではないかと思わざるを得ないケースも見受けられました。また、当初の適正に住居手当が認定された後、要件が変わって、受給の要件を欠くことになった後も届け出の忘れなどで要件を欠くことになったのに受給を続けたというようなケースもあったというふうに伺っています。支給する側としても、貴重な財源ですので、適正に支給されなければならないというふうに今回の件を見て思いました。悪意だけでなく、過失をなくするためにもやっぱりチェックの強化、今当町では4名の方が親族間契約があつて、調査の結果、今回の事態を受けて調査を行って、不正といいますか、間違いなく適正に受給されているということで私も安心したのですけれども、今後チェック体制というのはやはり強化していかなければならないのかなというふうに感じました。ちょっと私もこの今回の報道を見て、いろいろ調べさせてもらったら、ほかの自治体で住居手当認定マニュアルというようなものを作成して、運用しているようでした。その内容を拝見しますと、住居手当に関しての事務処理がフロー化されていたり、支給要件の確認、あと事後の認定内容の確認、誤りがあつた場合の対応など、このような事態が起こらないようにまとめられているものがありました。

再質問なのですが、チェック体制を強化するという意味も含めまして、森町でこのようなマニュアルを制定しているかどうか、また制定していないのであれば今後導入するようなお考えがないか、ここ質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

チェック体制の強化と申しますか、やっぱり1年に1度確認するということは当然必要なことだと思います。先ほども申し上げましたけれども、親族が当然、例えばお年を召して、相続だとか、そういう財産の移動があつたときにきちんとされていないと、これが不正受給につながったりというのは今回の案件の中でも恐らく散見されていると、そのように思います。森町としましては、1年に1回必ず確認すると。そして、制度そのものの確認さえすれば、特にマニュアルというのはつくらなくても手順としてはっきりわかると思いますので、そのように現在年に1度のちょっと確認体制を十分して、そして受けている人に対してももう一度きちんと理解していただいて、進めていけばそれでいいのかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○7番（河野文彦君） 新聞の報道で当初支給するときには最初の契約書のチェックなんかをして、やっぱり最初のときだけチェックして、あとは放置。定期的にチェックしていますよというような返答があつたのは何か長万部町だけだったような気がしたのですけれども、森町では間違いなく今後毎年チェックをして、職員が正当に受けていただける権利を間違いなく町としても支給し続ける、そんなチェック体制をつくっていただきたいと思いました。

それで、これもちょうとほかの自治体の例を見て、なるほどなと思ったのですけれども、

今回親族ですから、親なり親戚なりというふうになると思うのですけれども、貸す側として賃貸収入があるわけですから、これは事業収入になるわけです、ある程度の金額になれば。となると、確定申告をしているはずなのです。ですから、受給条件として契約がある、きちんと支払いしている。支払いを受けた側もきちんと事業として成り立っていますよというところまで確認すれば、これ完璧だと思うのです。そういった中で一年のチェックの中に賃貸業を行っている親か親戚かの事業の収入として申告をしているかどうかというチェックも大事ではないのかなと思うのですけれども、ほかの自治体でやっているというところがあったという文面をちょっと拝見したので、森町としてそこが可能かどうかというところを再々質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

不正防止に関していろんな自治体で独自の取り組みをされている、工夫をされているというのは私どもも掌握しております。今回のこの案件については、うちで、人数が少ないからということではないのですけれども、きちんと正常、正しい形で受給をしてございますので、これについて深く掘り下げるとすることはせずに、きちんと毎年の確認を怠らない、そういうことで進みたいと先ほども申し上げさせていただきました。ですが、払った先の大家さんと申しますか、親族の方々の納税に関する確認というのはなかなか、今個人情報保護条例やいろんなことがありますので、こちらから調べるというのはまず不可能だと思います。ただ、申告した人が、ご親戚ですから、ご親戚に対して要求をされて、それを添付して出すとか、そういうことに対してであれば、ちょっと調べなければわかりませんが、可能かどうか。それを、書類ですから、我々どういうふうに扱うのかということのも当然重要です。最近はその点について非常にデリケートな部分がございますので、私はそこまで必要ないのかなと。そして、きちんと職員も真面目に受給をしているはずですから、やろうと思ったら、こういう案件だけではなくて、いろんな行政上の使える予算や受給する、そういう制度というのはたくさんございますので、過去をさかのぼればいろんなことでニュースをにぎわせておりますけれども、この受給手当、親族間契約については1年に1度きちんと確認すると。もしかして添付書類として何か、名義が変わっているかどうかというのもそういう不動産としての確認をすると、その程度であればできるのかもしれない。さらに充実をさせるという意味で少し調べることは考えますけれども、それを義務化するところまでいくかどうかはちょっと控えさせていただきたいな、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 住居の親族間契約についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町一般会計補正予算を議題とします。

なお、会議規則第56条第1項の規定により、以降質疑については3分以内、討論については5分以内といたしますので、ご協力お願いします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成29年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告をするものです。

1ページをごらんください。本件につきましては、平成29年度森町一般会計補正予算の第11回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億5,782万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ160億5,461万4,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、町民税を初め町税全体として8,794万8,000円を追加したものです。

次に、12ページの款2地方譲与税から16ページの款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款12分担金及び負担金、18ページの款13使用料及び手数料、20ページからの款14国庫支出金、22ページからの款15道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、26ページの款16財産収入、款17寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては24万4,298件で、総額29億8,077万4,000円の収入となったところです。

続いて、28ページの款18繰入金の財政調整基金は、調整財源として予算計上していましたが、3億4,387万5,000円を減額するものです。

続いて、款20諸収入から30ページの款21町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。44ページ、45ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の3,703万2,000円は国保会計

の執行精査により減額をしたものです。

続いて、46ページ、47ページの目 4 老人福祉総務費、節28繰出金の372万8,000円は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査により、それぞれ増減補正をしたものです。

続いて、48ページ、49ページの目 8 後期高齢者医療費、節28繰出金の113万1,000円は、後期高齢者医療特別会計の執行精査により減額をしたものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

○6 番（檀上美緒子君） 65ページです。ふるさと応援対策費の部分なのですが、役務費で今回補正で1億7,346万8,000円の減額になっているのですが、12月議会、去年の12月会議のときの補正で1億6,820万補正組んだのです、増額で。それが今回12月の補正の後、今これの減額ということなのですが、その関係、余りにも、何のための補正だったのだというふうな感じをしたのですが、これはどういうわけかちょっと説明お願いいたします。

○商工労働観光課長（阿部康之君） 質問にお答えいたします。

議員指摘の役務費の1億7,300万の減額については、こちらのほう返礼品の送料代が主なものになるのですが、返礼品送る場合、どこから寄附が来るか予想つきませんので、予算の際には1,500円で1件計上しておりますけれども、先ほども言いましたとおり、ちょっとどこから寄附が来るというのは計算できませんので、結果的にこのような額が残ったということです。

以上です。

○6 番（檀上美緒子君） それはわかるのですが、金額的に補正組んだのがそっくりそのまんま、それ以上に減額になっているというのが何か余りにも見通しが甘過ぎるというか、何なのだろうなと思ったのですが、そのあたり。

（「そんなもんだ」の声あり）

○6 番（檀上美緒子君） そんなものなのですか。

（「そんなもんだ」の声あり）

○商工労働観光課長（阿部康之君） 質問にお答えします。

先ほども言いましたとおり、これは予想がつきません、正直言って。沖縄から来ると3,000円、4,000円かかる場合もありますし、道内ですと何百円で済む場合もあります。ですので、ちょっとご理解のほうをよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 報告第2号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算の4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,036万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ30億2,328万2,000円とした専決処分です。

専決処分した補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費等の確定に伴い、精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税につきましては、精査により目1一般被保険者国民健康保険税、目2退職被保険者等国民健康保険税を減額補正しております。

6ページ、7ページ下段、款3国庫支出金から10ページ、11ページ上段の款6道支出金は、負担金等の確定により精査し、補正したものでございます。

10ページ、11ページ中段の款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額補正したものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費から14ページ、15ページ上段、項5特別対策事業費まで、人件費、事務費等についてそれぞれ執行精査し、補正したものでございます。

14ページ、15ページ中段から18ページ、19ページの下段までの款2保険給付費の補正につきましては、療養給付費等の確定に伴い、執行精査したものでございます。

18ページ、19ページの下段の款3後期高齢者支援金等から22ページ、23ページ中段の款8保健事業費までにつきましては、支援金、納付金のほか、高額医療費拠出金等の事業費について精査し、予算を補正したものでございます。

22ページ、23ページ中段から24ページ、25ページの款9諸支出金の主なものとしまして、項3繰出金、国保病院直営診療勘定への繰出金につきましては直営診療施設分が確定しまして、予算を補正したものでございます。

以上、報告第2号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第8 報告第3号

○議長(野村 洋君) 日程第8、報告第3号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長(住吉英勝君) 報告第3号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、平成29年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,524万5,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものでございます。

中段、款3繰入金及び下段、款5諸収入につきましては、会計の終了に伴い、それぞれ精査し、減額補正としたものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費につきましては、人件費、事務費の執行精査により増額したものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の171万8,000円の減額補正は、保険料収入の精査によるものでございます。

款3諸支出金は、保険料還付金及び還付加算金の執行精査により減額となっております。

以上、報告第3号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長(野村 洋君) 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 報告第４号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成29年度森町介護保険事業特別会計において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

１ページをお開きください。平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第５回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,372万円を減額し、歳入歳出それぞれ18億2,511万8,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ309万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ453万4,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、各給付費等の執行精査により増減補正が主な内容となっております。

８ページ、９ページをお開きください。歳入、款１保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料を全体として1,198万3,000円を増額補正したものであります。

款４国庫支出金から12ページ、13ページ、款８繰入金につきましては、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の執行精査により増減補正したものであります。

続いて、歳出の主なものについてご説明させていただきます。16ページ、17ページから18ページ、19ページ中段の款１総務費につきましては、人件費、事務費、第７期計画策定費等の執行精査により減額補正をしたものであります。

下段から26ページ、27ページ中段の款２保険給付費につきましては、各サービス費等の執行精査により減額補正したものであります。

下段から32ページ、33ページ上段の款４地域支援事業費につきましても、各事業及び包括支援センターの運営費等の執行精査により減額補正したものであります。

続いて、36ページ、37ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款１サービス収入につきましては、サービス作成費収入の執行精査により減額補正したものであります。

38ページ、39ページをお開きください。歳出、款１事業費につきましては、サービス計画作成委託料において、款２諸支出金につきましても事業執行精査により減額補正したものであります。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書８ページからです。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第４号を終わります。

◎日程第10 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第5号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） それでは、報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1ページ目をごらんください。平成29年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,650万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億7,100万2,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入でございますが、款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入及び目2居宅介護サービス費収入並びに項2自己負担金収入につきましては、入園者の入院等による減額が主な要因でございます。

次に、款3繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5諸収入、項1雑入は、介護実習費が主なものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、主なものとして職員の人件費並びに需用費、委託料、工事請負費、備品購入費等を精査したものでございます。

続きまして、下段から8ページ、9ページにかけての款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費につきましては、主なものとして職員の人件費並びに需用費等を精査したものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第6号 専決処分しました事件の報告についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本件は、平成29年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目

の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万円を減額し、歳入歳出それぞれ2,124万3,000円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりましてご説明いたします。歳入につきましては、4ページ、5ページをお開き願います。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、業務の執行精査によりまして104万円を減額するものでございます。

次に、歳出につきましては、6ページ、7ページ目をお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節9旅費と節15工事請負費につきましては、業務の執行精査によりまして合わせて104万円を減額するものでございます。

以上、報告第6号、専決処分しました事件についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。本件につきましては、平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第4回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,914万6,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ4,083万9,000円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりましてご説明いたします。歳入につきましては、4ページ、5ページをお開き願います。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、ウロの受け入れ量の減量によりまして831万8,000円を減額するものでございます。

また、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、業務の執行精査によりまして1,082万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出につきましては6ページ、7ページをお開き願います。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費1,914万6,000円の減額につきまして、主なものについてご説明いたします。節11需用費の801万9,000円の減額につきましては、乾燥業務の縮

小に伴います薬剤類の使用料の減少によるものでございます。続きまして、節13委託料の1,374万3,000円の減額につきましては、ウロ等の受け入れ量の減量に伴います試験処理業務の縮小によるものでございます。また、節25積立金の371万5,000円の増額につきましては、業務の執行精査によりまして施設運営基金に積み立てるものでございます。

以上、報告第7号、専決処分しました事件についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

◎日程第13 報告第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第8号 専決処分した事件の報告について、平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 報告第8号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、医業外収益に係る収入及び固定資産除却費に係る支出予算の補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをお開き願います。本件につきましては、平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目となったものでございます。

第2条、平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款病院事業収益、既決予定額10億862万1,000円に317万6,000円を追加し、10億1,179万7,000円とするものでございます。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額10億8,218万9,000円に87万円を追加し、10億8,305万9,000円とするものでございます。

以下、2 ページ中段の事項別明細書にてご説明いたします。収入でございますが、款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目4 国庫補助金317万6,000円は、年度末に決定いたしました国保調整交付金の収益計上でございます。

支出でございますが、款1 病院事業費用、項1 医業費用、目5 資産減耗費87万円は、ベッドの除却に伴う価値減少を費用計上するものでございます。

以上、報告第8号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

◎日程第14 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。新旧対照表を資料の1として提出しておりますので、ごらん願います。資料1、2ページ上段、条例附則第10条の2第16項、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る規定の追加は、生産性向上特別措置法の制定に伴う中小企業等の一定の設備投資について固定資産税に係る特例の割合をゼロと定める規定を整備しようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○商工労働観光課長（阿部康之君） ただいま提案された税条例の一部を改正する議案の関連として、改正に至った経緯及び税の特例の概要につきまして説明したいと思います。

資料3ページ、生産性向上特別措置法の概要に沿って説明いたしますので、ご参照ください。今回の法の趣旨につきましては、大企業に比べ中小企業等の生産性が伸び悩んでいるため、臨時異例措置として償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けられるようにしました。

事業の流れにつきましては、まず国で先端設備等導入促進指針を定めます。その後、その指針に基づき森町が導入促進基本計画を策定します。その後、申請者である中小企業等が先端設備等導入計画を作成し、森町の認定が受けられれば、先ほどの税支援が受けられます。事業の流れとしてはこのようになります。

また、対象となる中小企業等につきましては、資本金1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等となっています。業種につきましても全業種が対象になるような計画を考えております。

また、対象の要件につきましては、中小企業等が作成した計画が町の認定を受けたものであることや現状の設備よりも生産性の向上や企業が向上する設備であることが要件になります。主な設備の種類としましては、機械装置や測定工機、機器備品などになります。

特例の割合につきましては、町で認定を受けてから3年間で、税の率につきましては森町ではゼロとして定めようとするものです。また、今回の特例措置に伴う税の減収分につ

きましては、75%が交付税にて措置されます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

○14番（松田兼宗君） この生産性向上特別措置法についてのあれなのですが、これ森町で導入促進基本計画つくると書いていますよね。これいつできるのかということと、つくるのかということと、これ森町で対象となる企業というのはどの程度あるのか、見込まれているのか、そしてもしあるとすれば、固定資産税ならどの程度あるのかをお知らせいただければと思います。

○税務課長（柏渕 茂君） 金額的なものについて私のほうからご回答させていただきます。

まず、完全に要するに固定資産税イコールという条件がまだちょっと定まっていないものですから、あくまでも参考ということでお聞き願いたいのですが、中小企業等経営強化法の経営力向上設備の特例という同じような設備の特例に対して2分の1固定資産税の軽減をするという特例がございます。それが要するに29年度から施行されまして、29年度は実績がなし、30年度につきましては3件ございまして、金額ベースでいきますと約1億1,300万程度でございます。これが税率として掛けますと大体160万ぐらい要するに金額になるのですが、その部分の75%が交付金でバックされまして、町としての持ち出しが25%という形になる予定になってございます。これは、ちょっと基本方針がはっきりしていないものですから、私のはあくまでも参考ということで、金額でお知らせいたします。

○商工労働観光課長（阿部康之君） それでは、質問にお答えします。

町の計画がいつできるかということですが、国のほうの計画が6月上旬に策定される予定になっています。それから遅くとも30日以内に町のほうも計画作成する予定ですので、6月中にはなるべく策定したいなと思っております。

またあと、対象企業につきましては、こちらの提案でもありましたとおり、大企業以外の企業についてはほとんど対象になります。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 全て、中小企業、ほとんどの企業だと、個人企業も全部あれだと書いているのです。だけれども、これだけの設備投資をする企業、これだけ景気が低迷している中で、地方では特にここでそれだけのあれが見込めるのか。今税務課のほうでは3件過去にあったと、2分の1の補助がある部分に関してはという話言っているのだけれども、もし同じ形だとすれば、3社あるというふうに踏んでいいのでしょうか、もしこれが施行されて、利用する企業があるとすれば。と理解していいのか、ちょっとその辺お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○商工労働観光課長（阿部康之君） 質問にお答えいたします。

対象企業というか、こちらのほう、あくまでも全企業対象になるような形にしたいと思っていますし、受け入れについてもしたいと思っています。ただ、何件申し込むかというところについては、まだ全然わからない状況です。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） 施行が生産性向上特別措置法の施行の日から施行するというふうになっているのですけれども、生産性向上土地措置法自体がまだそしたら施行されていないということですか。その施行の日というのは決まっているのですか。さっき6月上旬に指針が出ると言ったのですが、それと同じ時間帯ということなののでしょうか。そのあたり。

○商工労働観光課長（阿部康之君） 先ほど6月上旬と言っていました。今予定では6月6日という予定にはなっていますけれども、まだ決まっていますので、6月上旬という答えをしております。

以上です。

○7番（河野文彦君） ちょっと説明で聞き漏らしていたら申しわけないのですけれども、この生産性向上というのは現に行っている事業に対しての向上なのか、企業自体の向上なのか。要は今ある設備が老朽化して、新しいものによって生産性が向上するから、援助する、それとも企業単体が新規の事業として企業の生産性が上がるから、出資をする。どういう捉え方でいたらいのかなというところ。済みません、初歩的な質問で。

○商工労働観光課長（阿部康之君） お答えします。

今回の法の改正につきましては、あくまでも既設の施設整備を更新するというものが対象になりますので、新規のものとか、そういうものは該当になりません。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第2号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照ください。改正内容につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、夜間看護手当の額をそれぞれの区分に応じて変更しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今人事院の一部改定に伴って改正になるということなのですが、それはそれとして納得できる部分なのですけれども、ほかの特殊勤務手当ありますよね。その部分あわせてちょっと調べたのですが、余りにも医療関係の人たちの手当と差が大きいのです。ほかの特殊勤務手当の見直しというのはされる予定というか、そういうことはないのでしょうか。私は、するべきではないかと思ったのですが。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、これはこの議案に対する質疑ですので、ほかにまたがるということであればちょっと。この議案に対しての質疑であれば許します。

（「またの機会」の声あり）

（「議事進行」の声あり）

○議長（野村 洋君） ということで、ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第3号 平成30年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,707万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ113億2,314万1,000円にしようとするものです。

第2条、地方債の変更は、第2表に掲載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入ですが、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金315万4,000円は、介護保険料に係る低所得者保険料軽減負担金を計上しようとするものです。

続いて、款15道支出金、項1道負担金、目1民生費負担金の157万7,000円は、国庫同様低所得者保険料軽減負担金の道負担分を計上しようとするものです。

続いて、項2道補助金、目4農林水産業費補助金の農業費補助金609万6,000円は、農業機械、生産資材等を整備する経費に対する産地パワーアップ事業補助金を計上しようとするものです。また、林業費補助金3,300万円は、林業専用道の新設事業に対する林道事業補助金を計上しようとするものです。また、水産業費補助金1,000万円は、ホタテガイ養殖施設強靱化対策事業に対する地域づくり総合交付金を計上しようとするものです。

続いて、款18繰入金の基金繰入金54万9,000円は、各小学校施設修繕事業に充当しようとするものです。

10ページ、11ページをお開き願います。款19繰越金の1,784万6,000円は、財源調整のため計上するものです。

続いて、款20諸収入は、分収林事業収入と建物災害共済金をそれぞれ計上するものです。

続いて、款21町債、目4農林水産業債の100万円は、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金に充当するため計上するものです。

次に、12ページ、13ページからの歳出についてご説明します。各費目で消防設備保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。

なお、増額となった分のみ計上しておりますが、全体としては減額となりますので、執行後にそれぞれ減額補正をする予定です。

それでは、款2総務費、目1一般管理費の報酬12万6,000円は、情報公開審査請求を受けたため、今後の情報公開審査会の開催を見込み、5回分を増額計上しようとするものです。

続いて、目4財産管理費の需用費122万6,000円は、今年の大雪による落雪により旧鷺ノ木保育所及び旧赤井川小学校の煙突が倒壊したため、煙突の撤去及び屋根の修繕をしようとするものです。また、委託料は新函館農業協同組合森支店に隣接する町有地内の支障木を伐採しようとするものです。

続いて、目 7 情報推進費の需用費64万円は光ケーブルのかけかえ修繕が主なものであり、また負担金補助及び交付金は負担金額の確定により計上するものです。

続いて、目10定住対策費では地域おこし協力隊が居住する予定の住宅の修繕料88万3,000円のほか、パソコンの借り上げ料等を計上しております。

続いて、款 3 民生費、項 1 社会福祉費の各費目の繰出金は、国保会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に所要の繰り出しをしようとするものです。

また、目 3 社会福祉施設費の需用費95万円は、今年の大雪により蛸谷生活館の屋根及び鷲ノ木生活館の外壁が破損したため、修繕をしようとするものです。

14ページ、15ページをお開き願います。項 2 児童福祉費、目 2 児童福祉施設費 9 万6,000円は、森川児童館敷地内の支障木を伐採しようとするものです。

続いて、目 3 保育所費19万9,000円は、森保育所の小破修繕を計上しております。

また、目 5 障害児通所支援費30万8,000円は、発達支援事業センターの小破修繕料とインターネット通信料を計上しております。

続いて、下段の款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業総務費の609万6,000円は、森町トマト生産振興協議会が農業機械、生産資材等を整備するため産地パワーアップ事業補助金を町を経由して交付するものです。資料ナンバー 3 を提出しております。

16ページ、17ページをお開き願います。項 2 林業費、目 2 林業振興費の100万円は、今後の申請を見込み、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金を増額計上するものです。

続いて、目 3 分収林事業費の155万4,000円は、昨年度植栽した尾白内分収造林地の下刈り工事をしようとするものです。資料ナンバー 4 を提出しております。

続いて、目 4 林道事業費の3,300万円は、全額道費を活用し、林業専用道を新設するため調査設計委託料と工事請負費を計上しようとするものです。資料ナンバー 5 を提出しております。

続いて、項 3 水産業費、目 2 水産業振興費の1,000万円は、森漁業協同組合及び砂原漁業協同組合の組合員が所有するホタテ養殖施設の強靱化を図るため地域づくり総合交付金を受け、補助金を交付するものです。資料ナンバー 6 を提出しております。

また、目 3 水産施設管理費の使用料及び賃借料95万1,000円は、砂原地区にある漁業系廃棄物リサイクル施設で受け入れるホタテ付着物の仮置き場を設置するため建設機械借り上げ料を計上しようとするものです。

18ページ、19ページをお開き願います。款10教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費の需用費54万9,000円は、各小学校の小破修繕をしようとするものです。

また、下段の項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園費の共済費及び賃金は、臨時教諭の配置体制の見直しに伴い増額計上しようとするものです。

20ページ、21ページをお開き願います。項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費の負担金補助及び交付金65万円は、外ヶ浜町との交流事業として実施する少年野球交流大会、龍飛

・義経マラソンへの参加に係る経費を計上しております。資料ナンバー 7 を提出しております。

また、目 2 体育施設費の需用費18万9,000円は、サン・ビレッジ森、町民体育館の小破修繕をしようとするものです。

また、目 3 学校給食費の需用費24万1,000円は、給食センターの調理器具等の小破修繕をしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書 8 ページからです。

○6 番（檀上美緒子君） 何ページになるかな。

○議長（野村 洋君） ページ数言ってください。

○6 番（檀上美緒子君） 17ページのホタテ強靱化の部分なのですが、資料でいいですか。資料の 6 ページ、養殖施設強靱化事業補助金説明資料ということで上がっているのですが、去年もそれこそ補正で強靱化ということで、道の補助金も使ってということでアンカーとかブロックだとかというふうにやったのですが、それと今回新たに森漁協が40件、砂原漁協が20件とあるのですが、新たな漁師の方というか、漁家の方というふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○水産課長（岩井一桐君） 答えいたします。

29年度実施しておる方でも30年度、さらに所有台数の中で被災したものを強靱化したい方がおれば、その方も対象にするものでございます。

○6 番（檀上美緒子君） 希望者優先という形で行うということですか。そのときに人数的に多かった場合は、新規者が優先されるとかということもあるのでしょうか。

○水産課長（岩井一桐君） 答えいたします。

今年度、今回補正計上しました強靱化の補助につきましては、今後 3 年間継続される予定であります。その中で希望者を募って、優先順位等々決めながら、あとまた財力のある方、ない方、それぞれご事情あるかと思いますので、その中で順次整備していくものでございます。

○13番（堀合哲哉君） 13ページの一般管理費の報酬、先ほど総務課長から説明をいただきましたが、その説明だけではよくぴんとわからないものですから、もう一度なぜこのような公開条例審査会というのを設置して、5 人分の委員の報酬を払わなければいけないのかと、含めてお話しいたきたいと。

以上です。

○総務課長（長瀬賢一君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

審査請求案件に係る経過についてですが、今年の 3 月 27 日に請求者から情報開示請求書の提出がありました。町から情報不開示の決定通知をしたところ、それを不服として審査請求人から審査請求書の提出があったため、5 月 1 日になりますけれども、森町情報公開審査会に諮問をしているところでございます。5 月 23 日に第 1 回森町情報公開審査

会を開催しまして、諮問内容についての概要の説明をしております。今後実施機関からの口頭説明、それから審査請求人の意見陳述、答申案の審議、実施機関への答申案の提出など合わせて5回の審査会を予定していることから、今回補正予算の計上をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○13番（堀合哲哉君）　それで、予算を計上する以上、どなたがこういう請求をしてきたのかという、プライバシーの保護とかなんとかと言っているけれども、実際に町で予算これ使うのでしょうか。名前なんか公開したって私は何も法律違反にも当たらないだろうと個人的に思っております。何か笑い声しているので、注意して。不謹慎だ。しゃべっているとき笑ってはだめ。ということで、この請求者のお名前、そして総務課長の説明の中でどんな内容でこういうことがあったから、さらにそういう要求してきたわけですから、それも含めてお話しできませんか。それも非公開になりますか。どうなのでしょう。

○議長（野村　洋君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時０６分

再開　午後　３時０６分

○議長（野村　洋君）　休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（長瀬賢一君）　お答えします。

この審査請求の案件でございますけれども、内容、それからお名前につきましてはこの場で公表することは適切でないと判断いたしましたので、答弁のほうは差し控えたいというふうに思います。

○13番（堀合哲哉君）　最後です。3回目です。

公表はできないとおっしゃったので、総務課長の言うことですから、諦めます。諦めるけれども、要するに前にも、以前にもこのようなことがあります、お金を使うという問題においては。だから、そういう点においては、町民からの請求だと私思うのだけれども、それを何も明らかにできない状況の中で予算計上して、我々議員が判断して、これを決めなければいけないという我々議員の立場も行政としては考えていただきたいなど。中身がわかれば、賛否がはっきりすると。中身わからなければなかなかつかまえどころないのですけれども、先ほど笑っていた人がいたので、多分その方だなと予想はつくのですけれども、あえてそこまでは言ってしまいましたけれども、だろうとは思いますが、ですから、こういう、ふだん、やはり先ほども一般質問の中で各議員から要するに財源問題随分心配していますよね。町そんなにお金あるわけではないと。これからの森町を考えたときに財源が一番大切なのだという、こういうの、時々こういう歳出が出てきて、これを認めなければだめだと。町民の権利、何が権利、全部それには今後含めてお金かかってくるわけです。だから、その辺も町民全体がやっぱり自覚していかなければ、何でもかんでも訴えれば、

こういうお金かけてやるということ一体ご自身どう考えているのかなと不思議で私はならないのだけれども、町長、このようなことで出されてくると。ぜひ経過の中でこういう要望も含めて、もう一つ議会回ってくるやつもあるでしょう、今後。そういうことも含めて行政の判断、あるいは審査会の判断で、その時点でもうこれは打ち切りですよというような状況を我々議員の一人としてそういうことでぜひやっていただきたいなというような希望もあるのです。ぜひその点含めてお答えいただきたいなというふうに思いますけれども、受け入れるのは法律上仕方ないと。だけれども、その扱いについて……

○議長（野村 洋君） 堀合議員、大体時間でございますので。

○13番（堀合哲哉君） 初めていただきましたので、こういうふうになる例が出ましたので、今後気をつけたいと思います。済みません。よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 今の。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時11分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

先ほどちょっと申し上げましたとおり、現時点では請求人の氏名、それから内容についてはちょっと差し控えさせていただきたいというふうに考えていますけれども、答申した際には審査会の結論ですとか、あと不服申し立てですとか審査の経緯、あと審査会の判断について、これらについて公表するということになっておりますので、その段階では一定程度明らかになるのかなというふうに思っております。今回の予算につきましては、そういう情報開示請求があったということで、今後またそういった審議が必要だということで5回分、ご理解していただいて、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番（山田 誠君） 17ページ、ホタテガイの養殖施設の強靱化対策、これ図面見ますと、森の漁港がスーパーアンカー、砂原漁協がアンカーブロック、それでこれどの程度の波に耐えられるのか、どっちが強いかということは試験的にもう結果出ているわけだから、これ違うというのは海底の地形の質が違うから、違うのか。先般日本海側の寿都でやっているのは、全てスーパーアンカーだ。スーパーアンカーというのは動かないわけ。ブロックは動くのだ。軽いのだ、浮くわけだから。だから、この違いというのはどういうことで違うのか、それ違いをちょっと教えてください。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

スーパーアンカーとブロックの、森漁協と砂原漁協で使用しているのは違うのですけれども、底質の状況によりまして、底の状態、砂原地区は砂が多い状態でございますので、

ブロックのほうが、おもりがあるので、上からおもしで垂下している状況にあります。森地区につきまして、割と浅いほうになりますので、スーパーアンカーで十分用が足りている状況でございます。そのほかにも森地区はあと土のうでも対応しておりますので、ブロックほどの強度がなくても大丈夫だと聞いております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 私逆だと思うのだけれども、その説明。寿都あたりはアンカー5メートル打つというのだ。海底に5メートル。これうちのほうは何メートル打つのだかよくわからないけれども、当然ブロックのほうがききが悪いはずなのだ。先般もあの台風のときに施設が全部絡まったでしょう。あの原因は何だかわかっている。全部土のうだ、土のう。動くのだ、この土のうのアンカーブロック15トンが。重たいのならまだ別だけれども、物というのは一回浮いたら簡単に動くから、だからその辺経験のある寿都だとか、そういうところの漁協さんの話をよく聞いて、これがいいのか悪いのかやっぱきちっと検討して、指導すべきだと。この前の、昨年、一昨年の森、砂原で被害があったときに寿都は被害額ゼロ。それだけ強靱化しているわけだから、その辺よく検討して、施設が崩壊したらまたお金が、今までそうでしょう。やればまたお金。森町、町長笑っているけれども、そんなに金はないから。いいですか。素通りだけれども町では補填するだけなので、その辺よく設置者と協議して、間違えのないような執行をお願いしたいなど。

○議長（野村 洋君） 答弁する。答弁。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） いい。わかりましたか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 一言。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

今の山田議員のご意見等々も参考にしながら、他地区の事例もいろいろ見て歩いて、最適な方法を検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかにありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第4号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第4号について説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億6,817万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、国保運用システムに係る経費の精査により21万6,000円を補正しようとするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費289万3,000円の増額につきましては、事務処理標準システムの運用に係る支援業務の委託料について補正しようとするものでございます。

また、目2連合会負担金の減額につきましては、市町村が共同利用する北海道クラウド運用負担金の精査により補正しようとするものでございます。

以上、議案第4号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第5号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第5号について説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,253万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金につきましては、議案第3号、一般会計補正予算で承認をいただきました款3民生費、項1社会福祉費、目8後期高齢者医療費、節28繰出金を事務費繰入金として補正しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正は、職員の異動に伴い職員手当について補正しようとするものでございます。

以上、議案第5号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第6号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第6号について説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものであります。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,552万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億4,104万8,000円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入、款 8 繰入金 1,552 万 8,000 円につきましては、目 3 低所得者保険料軽減繰入金の増額補正と目 1 給付費繰入金への財源振りかえ及び人件費、事務費に係る一般会計繰入金の増額補正であります。

6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出、款 1 総務費、目 1 総務管理費 1,538 万円につきましては、人件費とシステム改修に伴う増額補正であります。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費につきましては、特定財源の振りかえによるものであります。

款 4 地域支援事業費、包括的支援事業費及び任意事業費 14 万 8,000 円につきましても、人件費の増額補正であります。

以上、議案第 6 号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 19、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 7 号

○議長（野村 洋君） 日程第 20、議案第 7 号 平成 30 年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第 7 号についてご説明申し上げます。

本案は、平成 30 年度森町公共下水道事業会計の第 1 回目の補正予算でございます。

第 2 条の資本的収入及び支出につきましては、収入の第 1 款下水道事業資本的収入を既決予定額の 2 億 5,140 万 5,000 円から 4,220 万減額し、収入総額を 2 億 920 万 5,000 円にしようとするものでございます。

次に、支出の第 1 款下水道事業資本的支出を既決予定額の 3 億 7,603 万 9,000 円から 4,220 万減額し、支出総額を 3 億 3,383 万 9,000 円にしようとするものでございます。

第 3 条の債務負担行為につきましては、平成 31 年度の限度額 1 億円から 4,180 万円増額し、1 億 4,180 万円にしようとするものでございます。これは、平成 30 年度の国から北海道

へ配分する国庫補助金の交付額の減額に伴い、それに見合う事業費を来年度に持ち越して施行しようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借り入れ限度額7,910万円を6,690万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1,220万円の減額は、国庫補助金の減額に伴い、森浄化センターほか電気設備改築更新及び下水道管渠工事等実施のために借り入れ起債額を精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金3,000万の減額は、国から北海道への国庫補助金の減額に伴い、補助金が減額となったものです。

次に、支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費4,220万円の減額は、主に節の委託料4,198万円の減額で、国庫補助金交付額の減額に伴い、森浄化センターほか電気設備改築更新工事委託料の4,180万円の減額となったことが主なことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第8号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（安藤 仁君） それでは、議案第8号 財産の取得についてをご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましては、平成9年度に購入しました砂原小学校のスクールバス3台中3台

目を更新するものでございます。

取得財産及び数量は、スクールバス 1 台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は1,689万6,600円でございます。取得の相手方は、北斗市清水川142番地 5、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店支店長、中川博之でございます。

なお、資料ナンバー 8 を提出してございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

○4 番（黒田勝幸君） 課長、このところに函館日野自動車、無効と書いているのだけれども、これはどういう意味なのですか。

○学校教育課長（安藤 仁君） この無効の理由ですけれども、入札書の日付と入札日と相違していたためでございます。日付が間違っていたということでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。ほかに質疑ございますか。なし。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 意見書案第 1 号

○議長（野村 洋君） 続いて、日程第22、意見書案第 1 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 1 号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第 1 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第22、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第23、意見書案第2号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。異議ないですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。

起立多数であります。

よって、日程第23、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第24、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり。反対討論したいです」の声あり）

○議長（野村 洋君） 異議あるのですか。

これから討論を行います。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

ちょっとお待ちください。暫時休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま壇上議員から反対討論の意思表示がございました。これに賛同する方いらっしゃいますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 檀上議員、おりませんので、これは受け入れませんので、そのようなことで却下いたします。

それでは、討論がありませんので、異議がないということですので、これから意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。

起立多数であります。

よって、日程第24、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第25、意見書案第4号 地域材の利用拡大推進を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議あり。ごめん。反対討論」の声あり）

○議長（野村 洋君） ただいま檀上議員から反対の討論の意思表示がございました。これに賛同する議員の方いらっしゃいますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 残念ながら誰もいらっしゃいませんので、この申し入れを却下します。

よって、異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。

起立多数であります。

よって、日程第25、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第26、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定により、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第 27 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第27、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして平成30年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成30年第1回森町議会6月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午後 3時40分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年6月5日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員